

平成29年6月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成29年6月30日(金)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○国登録記念物の登録について(資料①)

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして、御報告を申し上げます。

南海地震徳島県地震津波碑の登録記念物の登録についてでございます。お手元の資料を御覧ください。南海地震徳島県地震津波碑は、平成28年度の調査の結果、海部郡海陽町から板野郡松茂町にかけての広い範囲において、39基の碑が確認されております。このうち、すでに文化財指定されているものや、建立後50年に満たないもの等を除いた19基が、去る6月16日に国の文化審議会により全国で初めて国の登録記念物に登録するよう、文部科学大臣に答申されました。その内訳といたしましては、1707年の宝永南海地震に関連するもの1基、1854年の安政南海地震に関連するもの13基、1946年の昭和南海地震に関連するもの5基でございます。県教育委員会といたしましては、地震津波碑を適切に保存し、防災教育等に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

西沢委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡本委員

おはようございます。雨が降っているのですが、正木ダムの関連とか。勝浦川は、吉野川、那賀川と違って一級河川ではないので、あまり報道をしてくれないのでね。やっぱり中山副委員長も同じ思いだと思うんですが、最近注目されて報道もされていますが、なんでこんな質問するかとていうと、この6年間で3回危なかったんですね。本当に3回、危なかったんです。たまたま那賀川みたいに堤防が決壊してないから、ニュースにはなっていないやけど、決壊寸前というのが6年で3回だと思うね。

で、本当にあとちょっとでという、多分、楠本部長はよく知っていると思うんですが、正にその危機管理の中にあるんやけど、今も雨降っとなんですけど、正木ダムの貯水率は、

今日の9時でいくらですか。

榎本流域水管理推進室長

今、岡本委員のほうから、本日の正木ダムの貯水率の御質問を頂きました。最新ということで、9時という数字を持ってないんですけども、本日0時現在ということで、定時で観察しております。本日の正木ダムで、86.3パーセントの貯水率になっておりまして、平年比で、108.3パーセントとなっております。

岡本委員

今日いっぱい質問あるから端的に聞くんですけど、今、大分雨降つとんやけどね、雨降ってくる、今からこうね。で、仮定かも分からないけど、どこまでいったら放流するんですか。今日、明日。

榎本流域水管理推進室長

雨の降る量によりまして、考えることになると思いますが、具体的にどのぐらいの雨量とかいうところについては……。

岡本委員

そなん分かつうよ。

今高さが確か168メートルある。185メートルになったら、危ないんだよね。その貯水率が幾らになって、降りようけんね雨、正木ダムで120メートルのともあるけんね。それからずっと上がってきて、その位置がどういう状況になったら、どういう状態で放流をされるんですか。仮定かも分からないけど、今夜起こるかも分からんけんね。

榎本流域水管理推進室長

まずは水位が、予備放流水位という数値をもってまして、161.3メートルになりますと。

西沢委員長

小休します。(10時37分)

西沢委員長

再開します。(10時39分)

岡本委員

あんまり難しいに考えなくてええけんね。要は、みんなが思ってるは、どんな時にどういう放流をするのかっていうのが心配なんよ。放流をしたらですよ。放流をする時点で何メートルぐらい、例えば小松島の江田とかね、横瀬橋とか、ローソンの前とか、どのぐらい上がるんですかっていうのが分からんと逃げれんでえね、そんだけの話なんです。

だけど、答弁は簡単で良かったんやけど、多分答弁は、普通の状態で、まあ分かりやすく言うてよ、今の河川の状況は全く関係なしにね、大体こういう流れですよって普通に答

弁できるはずなんやけど、その答弁はどうでもいい。要は、見たことないだろ。正木ダムが放流をして、どういう状況になってるか最近現場見たことありますか、この中で誰か、ないんちゃうん。

榎本流域水管理推進室長

私も、この4月から今の部署になっておりますので、直接ダムが放流したということは、現場としてはまだ見ておりません。

岡本委員

丸若議員が、6月21日の質問の時に今日は雨が降らんで、警報が出ないで、質問できて良かったって言いよったんやけどね。願わくばですよ、その夕方かその次ぐらいは、見といてくれんとやね、まったく分からんと思うわ。丸若議員が質問する前は、20何パーセントある貯水率が、急遽^{きよ}その後に96パーセントまで上がるんですよ、最近ってそれが一番高い。これ皆さんそうやけど、毎日インターネット見れるけんね。雨が降るたび毎回見てます私は。ほなけど、何が言いたいかって言うたらね、今度8月の10日か20日前後にごつつい危ないことが起こるなって僕思とんです。たまたまやね、僕、その時はもう夜ずっと寝ずに、正木ダムの放流をして、もう放流やめますって言うまで夜中の2時であつても3時であつても4時であつてもずっと起きとる。やめますって言うたら小松島は助かるけんね。やめますって言うてくれん限り、寝れんけんね、小松島は。ほんまに。ほなけん市長や電話するん朝4時頃ですよ。うちの町長が2時とか、上勝が3時とか。ほなけどな、何が言いたいかって、ほんまにちょっと見ておいて。そうせんとあかんと思うわ。で、私はずっと40何年見とるけん、この辺の高さまで。例えば、ローソンの所知つとると思うけど、県道まであと50センチメートルになるんよ。そこへ立ってみいだ。こないして揺れるわ、県道が。徳島上那賀線って結構、県道では、主要地方道で一番ええことになつとるんやけど、県道の幅以外は、全部海なんです。海といっても川ばっかり、何も見えない右も左も。そういう状況やけん、やっぱり見ておいて。

そうでないと、出たときに、机上ばかりやられたって、何の意味もないわ。

今日はそれが言いたかったんよね。それでたまたまやけどね、徳島上那賀線と阿南勝浦線という二つの道があつて、そういう雨が降ると、二つとも通れんようになってるよね。それで、どっちも出ていけないということがあつたんやけど、たまたま、阿南勝浦線のほう^{しゆんせつ}が、この前の時に、小さい河川の掛谷川を2,000万円で浚渫してもらったら、なぜか漬かりません。なぜかたった2,000万円で漬からん。それでずっと阿南に行けるん。ところが小松島は行けんのよね、徳島市飯谷町の沖野が漬かるんでよ。それであのゴミの所、あの県道はしっかり漬かるんですよ。勝浦の救急車が行って徳島の救急車が迎えにきて、その140メートルの間を持っていくんですよ人間を。こんな状況っていうのを分かっついてだ。ほな何がそうなったかだ。徳島上那賀線それは危ないんで、1メートル以上道上げたんよ。それで何で漬かるんで。前の砂利がそれより高くなつとけんよ。ですよ。それでもやっぱり河川聞かないといけない。

まず江田を、江田は、高速道路のあれに使うということで、画期的なことをやってるといきよったんですよ。だけど2万立方メートル取るって、県は300円しか要らん、ええなあ

って言いよったんやけど、半分しかしてないんよ、半分残っとるんよ。どうなん、まずそこからいこ。

久米河川整備課長

勝浦川、江田地区の堆積のお話でございます。河川の堆積土砂につきましては、一般的に治水上の緊急性とか事業効果なんかを勘案しながら、堆積土砂の撤去あるいは押しならしといったことに取り組んできているところでございます。それで、御質問の江田地区、潜水橋付近のことかと思えますけれども、ここの堆積土砂につきましては、先ほどお話もございましたように、有効活用を図るということで、平成27年、28年と高速道路の盛り土に有効活用できるというめどがたちましたので、撤去を行っております。平成27年度に8,000立方メートル、昨年度は10,000立方メートル、合計約18,000立方メートルようやく終わったかな、というところでございます。

ここの箇所につきましては、流下能力といわれますとか、潜水橋直下流に堰がございまして、そこが漁場になっているということで、漁協さんとかとの協議が必要となってくるという状況でございます。一部まだ残っているということでございますので、引き続き、現地の調査とか関係者との協力を踏まえながら、必要な対策は行ってまいりたいと考えております。

岡本委員

そこは、多分一番危ないかも分からない。下流なんだけど一番危なくて、ぼよぼよになっとうけん、現場見てくれたら。普段でもぼよぼよやけん。ほなけんちょっとしたらすぐいくんだと思うんやけどね。でもそれね、個別で言ったらあれなんやけど、もう今回やっとうけんね。星谷とか田浦とかね、その辺は答えにくいかもわからんけど、やっぱりそれもやっていただかないと川が流れないという状況にありますから、その辺は、答えにくいわな。でも一応、本会議で言うとうけん何か進展あるだろ。

久米河川整備課長

御質問にありました、星谷地区、生名谷川と勝浦川の合流点のことであつたかと考えます。それから田浦地区下流域になりますけど田浦堰周辺。こういったことも、昨年度本会議でも御質問いただきましたし、その後、委員とか町長さんとかも御要望も頂いてるところでございます。こういったところにつきましても、必要性はもう十分認識しておるところでございます。今後、堆積状況の調査でございますとか、あと、有効活用、他の公共事業との連携なんかも、見極めながら、順次必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

岡本委員

それでいいんやけど、この答弁何回も聞いとんよ。調査します、調査しますって。ほんで、そのうち水が出たら、そんなのは通らない。部長が言うてくれるか。

瀬尾県土整備部長

今、岡本委員さんの御指摘の河川の堆積土砂につきましては、勝浦川に限らず、県下かなりの所でございます。今も、課長が申し上げましたとおり、今のところ火急にどこそこをこれだけやりますというのを今ちょっとお返事できるところではないんですけれども、ほんとに順次危ない所、急ぐ所から、やっていきたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いしたいと思えます。

岡本委員

例えば、今、星谷のところは、砂利のほうが高いんやけどな。道の駅、あれ全部潰かりますからね。役場も道の駅もそれがために全部潰かる。それまで潰かったことなかったんやけどね、道の駅は無理を言うて、電気自動車をしてもらってるのやけど、あれ潰かるんですよ、今年危ないんですよ、去年ぎりぎりでいけたんやけどね。やっぱりなんかやっと思ってもらわんとね、非常にまずいかなと。

それで、もう一回最初の話に戻るんやけど、さっき言った小松島田浦の所は、ぶくぶく堤防が吹いて反対側2億円ね、内側を2億円で止めたよね。前はしてないけんね。それはやっぱりしてなかったらアウトなんですね、これだけ言いよつたら、ほんまに人災になるんやけど、まあいっぱいあります。

ほんで、結論言うけどね、ダムは放流やってね、もう一回言いますよ。答弁は、何年か昔とずっと一緒の答弁なんよ。このぐらいの高さになってこういう放流をしますと、横瀬橋があとなんぼ、江田が何メートルってなるんやけど、問題は、流れてる川の状況というのは調査してないんよ。

ずっと昔の平坦の川のところの状況でそれやってるんよ。そんな答弁なんにもならんのだよ。変わるだろ、流れる面積が違うんだから。そんなとこばかりで。それも見てくれない。それで、もう一回言うけど、見ておいてよダム。それで放流したらどうなるか、8月に絶対起こるけんそういうことが、見といてくれんと、僕電話で話しても分からんだろ。ほなけど、それが、正に防災で大事なんだと思えますから、もうさっき部長答弁いただいたんで、あえてもう今日はようけあるみたいないけんやめるんやけど、やっぱりそれを連携して、現場主義やけんね。現地で見ないと、この数字ばかりで全然違うけんね、現状は。それでおっしゃるとおり、ダムの管理だけちがうからな。下で降る雨も計算せないかんじゃないですか。ほなけんまあそういうことです。

とりあえず、小松島の堤防が切れんように。切れたら全部アウトやけんね。ほんまに危ないんです、こんな予感が当たらんようにお願いします。そのように対応してください。

西沢委員長

一つだけね、それに関連してサイレン鳴るでしょ、放流の時に、私ら、よそから行ったものは、放流のサイレンでも何のサイレンか分からんのですよ。初めて聞くサイレン。だから言葉で放流する前に、こうやっぱり注意喚起をね、雨が降るぞという時には、まず川の中に入らんようになっていう前もっての注意喚起の放送を流すとかいう中で、そういう時はサイレン鳴りますよという放送もしてなかったら、初めて行った人、何のサイレンこれってという話になりかねない。

(「防災無線でしょんちやうん」と言う者あり)

岡本委員

ちゃんとしてます。ちゃんとしてるんだけど、雨がダンドン降っている時はね、聞こえないと思うんよ。県の得意なのは、私は言いましたなんよ。ほなけど、西沢委員長おっしゃるとおり、普通の時は聞こえますよ、よう分かるんよ。だからそこを大事にせないかんと、ついでに立ったけん言うけど、ダム直下流というのは、これは消防団とかいろんな人に言われとんやけど、放流するって言うたらすぐ逃げなあかん。ほんまに消防団は大変なんですよ。あれなんとかならんでって言われるけん、それも上手にしてください。聞こえんけんね。

西沢委員長

放送ぐらいは、もっと時間が早く言うても、誰も文句ないわけよね、そういうことで、一つ、より慎重にお願いいたします。

喜多委員

今の岡本委員さんの質問に関連してでもありますけれども、今年の4月28日に気象庁のほうで、大雨による浸水や河川氾濫の危険が高まった区域を色別に5段階で示す地図を7月の中旬からホームページで公開するということが出ておりました。

栃木県の鬼怒川にしても他もしかりですけれども、案外この情報というのが、刻々と変わっていくので危険でなかったのが、急に危険になるとかいうように状況が変わります。それと、その情報が一体一元化されてないっていうことで、この7月、もうすぐですけれども、その広報を受けて県においてどのように対応していくかをお尋ねをいたします。

久米河川整備課長

今、気象庁からの防災気象情報の改善のことについての御質問を頂きました。今年度の気象情報の改善ということで、気象庁のほうで、まず今年度三点ほどの改善が行われている、二点行われて、これからもう一点行なわれるということで聞いております。

そのうちの一つは、今後予測されます雨量とか危険度を色分けして、時系列で情報提供するという、それから夜間の避難の対応支援ということで、夕方に次の日の朝までに警報級になる可能性っていうのは情報としてお知らせすること、それから台風なんか近付いてきている場合に、5日先まで警報級になる可能性っていうのを情報提供するっていうのが二点ありまして、これが既に5月17日に実施されたというところがございます。

それから、もう一点、雨がにじみ込まずに地表に溜まる量っていうのを評価して、浸水被害度リスクを提供するという、それから河川に流れ降りる量进行评估して、洪水被害のリスクを評価するという情報を、4段階に色分けをして、密集の情報ですとか河川ごとという形で、地図上で分かりやすく提供するというのを、これが7月4日から実施予定だとお聞きしております。

こういった情報は、市町村が避難勧告を発令する際の判断の基準でありますとか、住民が前もって自主的な避難していただくということに対して、非常に重要だと県としても考

えておりますので、そういった情報が出されていますよというのを、地元の方が集まるような出前講座だったりとかホームページであったりとか、そういった場を活用しながら、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

喜多委員

4月、5月、7月にそれぞれ気象庁のほうで新たな広報が始まるということで、今の岡本委員さんの話ですけれども、それが気象庁のほうでは、そうやってきちっと色別ができて広報ができていますけれども、それがいかに県そして市町村、そしてもう一つには、ほんとに住んでいる住民にどのように伝えていくかというのが一番大事でないかなと思います。

勝浦川の場合は、放水した場合は地元のほうでも大きなサイレン鳴らして、警報を鳴らしておりますけれども、そのようになにかできるようなことがあったらええのになって、いつも地元の人にも言われておりますし、直接は氾濫っていうのは、地元のほうは少ないというかないんですけれども、県内全体においては、それをいかに気象庁のほうから県・市町村、そして最終的には住んでいる人に、危ないですよ、もう紫色になりましたよということを、いつの時点で言うというのは、ほんまに難しいと思うんですけれども、具体的に、それを住民に周知というのはどんなんですか。

久米河川整備課長

紫色になりましたよということを住民に伝えるということは、市町村がそれを利用して避難勧告の発令なんか利用されるということがまず大事なのかなと考えます。

それで、河川管理者としても、従来の貯水情報とか降雨の情報を提供しているところでございまして、ホームページ上でも避難氾濫水位とか氾濫危険水位とか、そういうのを情報提供させていただいております。また登録いただいた方には、すだちくんメールという形で水位の情報を、こちらからプッシュ型でお送りして注意喚起をするということもやっておりますので、そういった取組についてもPRしていく必要があるのかと考えております。

喜多委員

今朝も沖ノ島のほうでも通常の何倍も雨量があって、大変な被害が出ておるということがありましたけれども、雨の場合も洪水も何もかもですけど、一瞬のうちに状況が変わっていくという、大変と思いますけれども市町村と密にさせていただいて、最悪の場合、人命を失うことのないようにこれからも頑張っていってほしいと思います。

もう一つは、ロンドンの火災ということで、あれもなんか映画を見ているようなシーンでありましたけれども、すごい火災があるんだと、一棟まるごと炎で包まれるということで、内部の状況はもちろんのことですが、テレビでは外の状況だけしか分かりませんけれども、あとで内部の状況を見たら映画のシーンでもこんな状況がないぐらいに丸焦げというか、丸焼けになっておるっていうことで、ほんとに火災って、地震・雷と言いますけれども、神と火事と言いますけれども、大変じゃなあということで、この24階建ての120戸が入って600人が住んでいて、そのうちの79人というか、まだ確定はしておりま

せんけれども、80人ぐらいが亡くなったという記事に出ております。

それを受けて、本県においても高い建物ができて危険な面があろうと思いますけれども、建物自体の耐火構造っていうか、耐震はもちろんみなできていると思いますけれども、火に対して県内の高い建物、例えば、これが消火活動がほとんどできなかったという状態の中で、例えば40階以上とか、40メートル以上とか50メートル以上の建物ってどのぐらいありますでしょうか。

先田消防保安課長

ただいま、委員から徳島県内におきまして、40メートル以上あるいは50メートル以上の建物がどのぐらいあるかという御質問を頂いたところでございます。消防法におきましては、高さ31メートルを超える建築物を高層建築物と定義をしているところでございます。それで、県内におきましては、31メートルを超える高層の建築物というのは123か所ございます。そのうち、先ほど委員からお話のございましたロンドンと同様の、共同住宅いわゆるマンションにつきましては72戸、2か所という状況になっておるところでございます。それで、御質問いただきました、40メートル以上の建物につきましては、そのうち、62か所ございます。また50メートル以上につきましては、そのうちになりますか8か所という状況になっておるところでございます。

喜多委員

62か所と50メートル以上が8か所っていうことで、消防の消火できる高さって、今どのぐらいいけるんですか。

先田消防保安課長

ただいま、高い建物の消火の活動、どれぐらいできるのかという御質問を頂いたところでございます。高層の建築物につきましては、まず、はしご車による消火対応、あるいは連結送水管設備ということで、建物の外に、消防ポンプ自動車等から、ホースを連結いたしまして、要は、下から建物の中に水を送り込んで中から消火するという設備など、あと屋内消火栓の設備などが基準として備え付けることになってございます。これらを活用いたしまして消火活動、はしご車でしたら外から、また先ほどの接続の送水管等を使いまして、また中からという形で、消火活動を行うということになっておるところでございます。

喜多委員

県内・市内においてはいけるということでありましてけれども、話が前後するんですがロンドン火災って、原因っていうか、あれだけの大火事っていうか、1棟丸ごと全焼ということについては、今まで国内では、あんなようなことが多分なかったし、海外でも、あんまりなかったんでないかなと思いますけれども、最初で最後であってほしいんですけども、原因を分かる範囲で結構ですので、分からなかったら結構です。

先田消防保安課長

ただいま、ロンドン火災の原因とか、状況について分かる範囲でということ、御質問

を頂いたところでございます。飽くまで報道とかの情報でございますので、どこまでかというのの一つでございますが、一つは外装材とか、中の部屋ごとの断熱材等が基準を満たしてなかったのではないかということが言われております。報道の中で言われておるといふことは伺っておるところでございます。

喜多委員

今後、何が起こるや分からんということの予想のもとで、県民の命を守るために、これからも頑張ってもらいたいなと思っております。

それと熊本地震の時の避難場所が損傷して、全然使えなくなったということが報道されております。徳大からの調査にて、避難場所が一部損壊・全壊ということで、避難場所をどこにするかということについても大きく揉めたということがありますけれども、今、県内のいわゆる指定避難箇所がどのような状態になっておりますでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、喜多委員から頂きました避難場所、熊本地震になりますので避難所ではないかなと思います。平成26年に、災害対策基本法が改正されて、法に基づいた避難所の指定というのが市町村に求められております。また県内におきまして、市町村が指定しております避難所につきましては1,071か所ございます。

喜多委員

1,071か所、これはもちろん、学校とかいろいろ入ってということになるよね。

島田とくしまゼロ作戦課長

ちょっと改めますと、先日、新聞報道では1,116か所という報道がありましたけれども、法の指定のものは1,071と御理解いただけたらなと思います。この避難所につきましては、県有施設はもとよりではございますけれども、市町村の公民館でありますとか、小中学校につきましても避難所の指定がなされているところでございます。

喜多委員

これって1,071か所で何人ぐらい、ざっとで結構ですけれども、何人ぐらいいける予定ですか、計画は。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、避難所の収容人数について御質問を頂いております。現在、各市町村の集計を見ますと、約20万人。1,071か所で約20万人の収容できるようになっております。

喜多委員

初めに戻りますけれども熊本地震で言ったら、めちゃめちゃになった所もあるとか報道されておりますけれども、この1,071か所、耐震診断がどのぐらいできて、そのうちで耐震化されておるのがどのぐらいというのは出ているのですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、喜多委員のほうから、避難所の耐震化率について御質問を頂いております。耐震診断・耐震改修、ちょっとその個別については、手元の資料がございませんけれども、耐震化されているものにつきまして1,071か所のうち、81パーセントが耐震化を済ませているところでございます。加えまして、熊本地震では避難所の天井が約70か所滑落したということも踏まえまして、昨年6月補正になりますけれども、そういったことがないように、非構造部材の避難所につきましては、急遽、^{きよ}県議会の御理解も頂きまして避難所の緊急診断をさせていただいております。そして、緊急診断で改修が必要であると診断されたものにつきましては、平成29年度の進化するとくしまゼロ作戦事業という事業で、耐震改修の補強についても、現在、市町村に対して助成をしているところでございます。

喜多委員

81パーセントということで、あと20パーセントほどのぐらいの予定・計画でございませうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

期限につきましては、明確な期限は切っておりませんが、国の要望におきまして、緊急防災減災事業債が平成32年度まで延長になりました。そちらの緊急防災減災事業債のほうで、耐震化が認められて、充当率100パーセントで70パーセント返ってくるというものなんですけれど、そちらのほうを有効に活用いただいて、耐震化を進めるよう各市町村に要請しているところでございます。

喜多委員

非常に有利な制度を使っただいて、これからも100パーセント目指してやっていただきたいなと思います。

とくしまゼロ作戦地震対策行動計画進捗状況調査票という平成28年度、これの中では、具体的には、どのようにこれから進めていく予定でございませうでしょうか。これ、たくさんあるよね、福祉施設・福祉避難所の指定とか、学校とかいわゆる、県立学校とか、いろいろあるんですけども、これは具体的に平成27年度、28年度ということを出ておりますけれども、これの中では、具体的な数値の1,071か所、81パーセントというのは、どのような状況で表示しておるんですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

この行動計画の中で、どういうふうに位置付けられているのかということでございませうけれども、具体的な数値目標は、この中には入ってはおりませんが、私も機能強化を図るという、推進するという項目で挙げさせていただいております。そちらのほうで各市町村に要請しているところでございます。

喜多委員

これからも指定避難所の100パーセント耐震化に向かって、当たり前といえば当たり前ですけど、せめて逃げて行ったところが逃げれんような状態、そして行った後で、また二次災害が起こるようなことがないように、頑張っていたきたいなと思っております。

もう一つは、最近、北朝鮮が、ちょっと最近は止まっておりますけれども、弾道ミサイルを発射しておって、日本海に落下しております、それが今後、どのような動きをするかというのが、もちろん未定でありますけれども、それに備えて国のほうでは、日本に落下する可能性のある場合などに情報提供する全国のJアラートについて、その運用とそれの周知ということを呼び掛けておるようでございますけれども、徳島県においては、どうでしょうか。

坂東危機管理政策課長

北朝鮮のミサイルに対するJアラートの県内での運用状況についての御質問でございます。Jアラートにつきましては、北朝鮮からミサイルが発射された場合、全ての場合にJアラートを配信するわけではなくて、日本の上空を飛ぶ場合、若しくは着弾をするような危険性がある場合、これ、弾道を計算して出しておると思うんですけれども、そうした場合には、ブロック単位、例えば九州・沖縄ブロックでありますとか、中国・四国ブロック、近畿ブロックというようなある程度大きな広がりを持ったエリアごとに、配信をする形となっております。最近ですと、2年前に沖縄のほうに飛んだ時に、Jアラートが沖縄地方に対して配信をされたという例がございますが、ミサイルに関して、今現在、徳島県内で、配信されているという事例はございません。実際、仮に飛んできた場合についてですけれども、その時の情報発信、Jアラートが配信をされた場合は、一つは携帯電話各社から、緊急速報メールという形でサイレン音とともに、それぞれの個人の方がお持ちの携帯電話、これが鳴動する、鳴るというようなことです、緊急地震速報とよく似た仕組みになります、これが一つあります。それからテレビ・ラジオ等でも同時に発信されると、これも緊急地震速報と同じような感じですが、音は違いますけれどもそういう形、それから県内にJアラートを通じて、衛星からJアラートの信号を受信しますけれども、県内、県でありますとか市町村が、それぞれ防災行政無線でこれを受けまして、県庁であれば県の関係施設に、それを館内放送で流す。それから市町村であれば防災行政無線、屋内の、屋外のスピーカーでありますとか、個別に御家庭にお配りをしている無線の端末、こうしたものを使って、配信をするという複線化をしております、これらの方法で告知をしていただくということになっております。

喜多委員

即、危険があるという状況ではないと思っておりますけれども、発射したということで情報をキャッチして、Jアラートで通知、通告をして間に合うんですかね。何か単純すぎて恐縮でございますけれども。

坂東危機管理政策課長

一般的に沖縄に前回飛んだ時は、大体発射から10分、日本まで到達に10分程度の時間が掛かっているということで、その10分の間に配信をされるということになっております。

その10分の間に配信された場合に、最近ですと政府広報でもテレビを通じて流れておったりしますけれども、例えば、屋内であれば窓から離れた所に避難していただくとか、屋外にいらっしゃる場合は堅牢な建物、木造住宅ではなくてできるだけ鉄筋コンクリートの建物の中に逃げ込んでいただく、若しくは地下街に入らせていただく、そういうような方法を今進めておまして、避難時間としては、まず最初の覚知をした段階で、Jアラートが流れますけれども、その時点で避難の呼び掛けというものが入った広報となっております。

喜多委員

10分で到達するというか、いつも国の方で発表しているのは発射されてどこそこへ落ちた模様とかいうくらいの情報しかないんですけれども、今、日本に到達するような時はそんなような、間に合うような状況でいけるんですかね。100パーセントないのを祈るんですが、普通の山の中に落ちたっていうんだったらいいけれど、都市部にもし落下するようなことがあったら大変だなということを杞憂きゆうですけれども思っとなんですけれども、10分ってあつと言う間、広報しても間に合わないということにはならないんですか。

坂東危機管理政策課長

ミサイルの発射に関しましては、政府、国防の話になりますけれども、自衛隊とか在日米軍等を含めて、迎撃態勢を取っているのが一つ基本的な形となります。

自治体としましてはそういう手段を持ち合わせておりませんので、避難、住民への避難の呼び掛けということが対処方法ということになります。実際にどこに落ちるかということとは実際に起きてみないと分からないところではありますけれども、Jアラートで住民の方にお伝えしてできるだけ安全な所、安全の可能性が高い所に避難していただくということ、これの広報を我々もホームページでも広報しておりますし、先ほど申しました政府広報、それから市町村、消防にも情報共有しております、これらを使いまして可能な限りの対策というものを取っていきたいと考えております。

喜多委員

非常に難しいと思いますし、国のことですから県はなかなかそこまで情報ということにならんとと思いますけれども、そのような情報網とかあるんですか。飛んできているということをキャッチするようなのが。これはなんか心配なんですけれど。どんなんですかね。

坂東危機管理政策課長

観測につきましては、公式には出ていないかと思いますが、いろんな観測体制、衛星を使ったものでありますとか、イージス等のレーダー、地上からのレーダー波等で観測を行っている聞いております。いろんな、米軍からの通告であったり、韓国軍からの情報提供であったり、日本単独ではなくて近隣の諸国との連携も含めて、そうした各地の体制っていうのは取られていると考えております。

喜多委員

非常に難しいと思いますけれども、情報があった時は県の対応にぬかりがないような体制にさせていただきたいと思っております。

そうすると2017年版の大地震の確率の予測ということで全国地震動予測地図というのが出されました。これは、毎年かどうか分かりませんが、1月1日時点ということで公表されておるものでございますけれども、それによると、もちろん、30年以内に70パーセントの確率ということで今なっております。1年ごとに確率が上がっていくのは普通でありますけれども、この1月1日時点で公表したものが、徳島県、徳島市だけですけども、徳島市においては71パーセントから72パーセントになったということも2017年版に公表されておりますけれども、これって1パーセント違ったらどうこうということではないと思うのですが、これはどのような意味がありますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、喜多委員から、地震の発生確率について御質問を頂いております。この調査なんですけれども、文部科学省の地震調査研究推進本部の地震調査委員会のほうが毎年発表しているところでございます。そして、委員お話のとおり、徳島市における震度6弱以上の発生確率につきまして72パーセントに上がっているということでございます。これにつきましては、委員からお話のありましたとおり、2016年の公表から1年がたったということで発生確率がそれを勘案して上がっているということでございます。この他にも、これまで評価されていなかった中国地方の活断層なんかも評価されて、同時に発表されております。

1パーセント上がったことによってどういう評価があるということなんですけれども、具体的にどういったものってというのは持ち合わせておりませんが、県民の皆様、国民の皆様について、地震の発生確率が上がっているということで、普及啓発をする意味では大変重要な数値であるだろうと考えております。

喜多委員

直接には、あんまり影響はないってということですけども、西沢委員長がいつも言っておりますけれども、明日にも起こるか分からないということで、生ぬるいということも御注意を頂いておりますけれども、これからもこの県民の意識として、やはりこのような確率があって、いつ起こるか分からないということ、思うこと自体が大切ではないのかなと思います。広報も続けてやってほしいと思っております。

もう一つが、先ほど教育長から報告がありました文化審議会から文科大臣に、南海地震徳島県地震津波碑ということで、3市4町19基ということで答申があったようでございますけれども、これに対して教育委員会のここまでの苦労というか、大変だったと思っております。担当者をはじめ、皆様の御苦労に敬意を表したいと思っております。これも西沢委員長がいつも、ごっつい大事でよと、この碑というのはほんまにこう忘れ去られたようなことになってせっかく今までの100年、200年、300年の歴史の中で、先代が苦労して作ったものをもっと認識せないかん、大事にせないかんということをいつも言われておって、これを聞いて委員長の言ったとおりだということをいつも認識しておりました。その中で現物はあまり見た事はないんですけども、市内では沖洲の蛭子神社、百度石というのが

あるようです。全体的なこの、19基というのは見たいなと思いますけれども、多分これ見てもなんて書いてあるか分からないのでないかなと思います。これから、教育委員会からですけど学校教育の中で、そして住んでおる人の認識っていうか、それをいかに高めていくかのためにも、もちろん学校で言うのと、地元でいろいろ広報するのと合わせて、経費がいることと思いますけれども、その横に読めるような字で、意味も含めて、これ読みにくい文字も多分たくさんあるのではないかなと思います。そういう意味で今後の対応について委員会とそして担当とにお尋ねいたします。

林体育学校安全課長

ただいまの喜多委員の御質問でございます。学校のほうの教育に関しましては、まず児童生徒を対象としまして地震津波碑を未来に引き継いでいくために、地元の中学生たちが過去の南海地震について学び、調査する「調べよう南海地震津波碑」を今年度初めて実施いたします。また、阿波の文化を次の世代に伝承し、徳島の魅力を県内外に発するあわっ子文化大使、これは中学生ですけども、対象に、7月25日にバスツアーを開催することにしております。あわっ子文化大使の皆さんが、海陽町を訪れ津波碑の大きさや形、特徴を調べ、碑に書かれた文章を読み、先人の残した教訓、過去の南海地震についての実態について調べます。このような調査情報は、あわっ子文化大使の参加する様々なイベント等で広く情報発信を行っていただくことにしております。

次に地域とか、県民の皆様に対してでございますけども、地域の皆様をはじめ、県民の皆様を対象として、今年度は地震津波碑を次世代に受け継いでいくということをテーマにしたシンポジウムを実施することにいたしております。風化していく碑を高精細な4K映像として記録保存し、公開するなど文化財として地震津波碑を保護していくとともに、防災教育に生かせるよう取組を進めてまいります。

あともう一点、その碑文についての御質問でしたが、これに関しましては、東日本大震災とか熊本地震、鳥取中部地震による県民の防災意識の向上に伴いまして、津波地震碑の関心が非常に高まっております。防災教育の一環として、現地を訪れて、碑を見学する行事等も増えております。今、委員のお話にありましたように、この地震津波碑は刻まれている文字が漢文体または草書体であり、一般の方では解読ができないものが多いのが現状でございます。県教委としましては、防災教育面等の一層の活動を図るため、碑の価値を充分理解していただけるように、碑文の現代語訳を入れた、委員のお話のような、よく分かりやすいような、そんな形で説明板の設置を検討してまいりたいと考えております。

喜多委員

よろしく申し上げます。せっかく答申されて指定されるんですから、皆がそれを有効に使って今後の震災の予測というか危ないなということを認識してもらうためにも、是非ともこれから整備していただきたいなと思います。

あと繰越明許費ですけども、案外とこう多いんですね。というのはこの防災対策ですから緊急な面が多いと思いますし、早くやらないかんという箇所も事業もとても多い中と思いますけれども、その中でも、半分くらい繰越明許になった分があるようでございます。

頂いたこの説明資料の中で、今後の見通しというか、今年度中にやってしまえりとか、もうとてもあかんとかいうことを、時間がありませんけれども、答弁を頂けるようだったら、お願いできたらありがたいなと思います。

北川県土整備部次長

県土整備部が一番繰越額が大きいということで代表させていただいて、繰越額につきましては、昨年度よりは少し減少はしているところではございますが、一般会計で100億円あるというところではございます。理由といたしましては、住民説明の段階で不測の日数を要したこと、計画時の条件により着手が遅れたというところではございます。また、昨年は、9月補正も頂いて、公共事業の追加も頂いたところではございます。こういった予算的に切れ目をなくしたというのも、繰越しが増えている事情ではございます。今後、早期の事業完了、早期効果の発現が図られるようにしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

喜多委員

補正があつて遅れたということでございました。できたらこの特に、他も一緒ですけれども、防災に関しては、あの時やっといたら良かったということができるだけないように、頑張っていたきたいと思ひます。

庄野委員

事前委員会の時にもお聞きしましたがけれども、大規模災害時における応急仮設住宅の用地の確保とできるだけ仮設住宅には県産材を用いた木造の仮設住宅の建設の推進をお願いしたわけでございますけれども、あれ以降、いろんな方から説明を受けまして、大体どれくらいになっているのかというのは、おおよそは理解しているのですがけれども、先ほど、喜多議員のほうから、これは一時避難所ですけれども、大体1,071か所で収容人数20万人ということがあつて、その方々が仮設住宅に移っていくわけなんだろうと思ひますけれども、大体、被害想定をお聞きすると、仮設住宅が大体7万200戸くらい必要だということをおっしゃっておりました。その7万200戸の仮設住宅を建てるために、今現状を、応急仮設住宅用地の確保対策として、どのような形で進んでいるのか教えてください。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま庄野委員から応急仮設住宅の用地確保について御質問を頂いておひます。昨年来、県土整備部と連携しながら応急仮設住宅の用地確保対策検討プロジェクトチームで、こちらのほうを検討させていただいておひます。委員お話のとおり、南海トラフ巨大地震におきましては、被害想定で、応急仮設住宅が7万200戸必要ということになっておひまして、各市町村に確認しましたところ、昨年度末で候補用地として約6万7,400戸相当、それとみなし仮設住宅、民間の住宅になりますけれども、そちらのほうと7,200戸確保しておひまして、合わせて7万4600戸相当を確保しているという状況でございます。

庄野委員

各市町村で人口の一番多い所というのは徳島市ですので、徳島市内での確保が一番多いんだらうなという気がしておりますけれども、どことどこが指定されているのですかって聞いたらかななか教えてくれないようだったんで、いろんな市町村の事情とかもあるんでそこまで聞きませんけれども。私は仮設住宅を造るに当たって、その木造の仮設住宅の推進というのを農林水産物の輸出と合わせて行っていくということは、県内の木材のいわば産業の振興にもつながっていくということでありまして、徳島県木材非常に杉が多分多いですし、そういう連携を取ったことを普段からしておけば、そうした林業の振興にもなるし、それから木造の仮設住宅といえれば私も東松島市の仮設住宅に行って入っておる方と親交がありますので、お聞きするとやっぱり木造だったらいいのになというのを言っていました。やっぱり一般のプレハブの仮設住宅に入って集合住宅ですから、お隣の声が聞こえたり、冬場はごっつい寒いと言ったり、またいろんな不便なことを言われておりましたので、木造住宅のやっぱり杉板とかの持つ温かみみたいなものもやっぱり加味しながら、建設をしていくということが重要であると本会議でも言ったんですけれども、そこでその候補地に、いわばその木造の仮設住宅を県民が見えるように造っていただきたいと思えます。いろんな市町村にお願いしてね、その候補地が多分あるんでしょうから、公園だったらなかなか造れん、難しいか分からんのですけども、建ててもいけるだらうなと、例えば、建てているんなもん備蓄していくようなものを造っておいたら一番これ早いと思えますので、そういう候補地に仮設住宅を建てれるような方向で進めていただきたいと思うのですが、どうですか。

林応急仮設住宅用地対策担当室長

応急仮設住宅の用地、候補地におきまして、あらかじめ応急仮設住宅建てておけばという御質問だらうと思えます。先ほど島田課長のほうから昨年の市町村に対する候補地の調査を行った、また県におきましては検討の場を設けて、検討をしてまいりました。その中で三つのモデルで応急仮設住宅用地の確保していこうということを検討結果として出させていただいております。

その中の一つといたしまして、広場公園モデルというものがございます。これは何かと申し上げますと、公園整備におきましてあらかじめ応急仮設住宅を建てられるようなライフライン整備こういったものを考慮した、ある意味リバーシブルな公園整備というものを行っていけば、いざ発災になったときにおきまして、すぐさま応急仮設住宅が建てられるというものでございます。更になんですけども、そういった候補地におきまして、平時、発災前から、応急仮設住宅、住宅課が進めております徳島循環モデルのような徳島県産材を用いた仮設住宅。これを設置しておけば、発災しても、すぐさま建てなくても、すぐさま入居できることもありますので、こういったことを今後検討するわけですけども、こういったことをきちっと市町村と連携しながら、検討してまいりたいと考えてございます。

庄野委員

是非、予算もいることですけど、そういうふうなものを造れば、これやっぱりニュースになると思えます。他県からもね、やっぱりそういう住宅を、仮設の住宅を見に来る人もおいでるでしょうし、またそういうことが広がっていく可能性もありますので、私はそう

いう見える化みたいなものを、進めていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

それと、先日、労働組合連合のボランティアサポートチームというのがあるんですけども、私もそのメンバーなんですけど、いろんな防災の勉強を毎年しております。例えば、心房除細動器、AEDの研修だったり、また応急的にロープ講座であったり、先日はハグと言ひまして、これ聞いたらHUGというのなんですけども、避難所運営ゲームっていうものらしいんですけども、それを、私は2回目だったんですけども、5人ぐらいでチームを組んで避難所運営ゲームHUGというのをやったんですけども、やっぱり避難所の運営というのは、地元の、例えば町内会であったり青年団であったり、そうした地元の方が運営するというのが基本なんです。やっぱりその避難所、各避難所に市役所の職員が行ったり、そして指示をするっていう運営じゃなくって、避難所自体の運営は一般的に地域で被災されて、逃げた人の中で、リーダーを決めていろんな運用をやっていくというようにすることが基本となるようです。

そこでこのHUGですが、やっぱりもっと学校とか、それからいろんな地域のコミュニティがありますんで、そこに、実際に、避難所に、A地区の方が怪我をして入ってきた。何人入ってきたとか、それから犬も連れてきたとか、盲導犬と一緒にやってきたとか、そういういろんなシミュレーションで、例えば体育館をどのような形に分割をして、誰をどこに入れるとか。学校はシミュレーションされておったんですけども、学校の、例えば1階2階3階の所で、トイレをどうするんだとか、そういうことが言われてました。学校は基本的にトイレなんかでしたら、水洗トイレですけども、避難所はやっぱり電気はこない、水はこない、ということで、水洗トイレは封鎖します。そのような状況でどこにじゃあ置くのかという。非常にこう、2時間くらい5人で一生懸命やったんですけど勉強になりました。それから、そういうゲームをどんどん広げていただきたいと思ひますけども、どうでしょうか。

篠原防災人材育成センター所長

ただいまの庄野委員から避難所運営ゲームHUGですね、これの更なる普及を図ってはどうかという御質問を頂きました。それでこのHUGにつきましては、平成19年度であったと思ひますけども、静岡県が開発をした防災ゲームでございまして、それで特に東日本大震災におきましては、ちょうど発災前にこのHUGを行った自主防災組織であったり、施設管理者の方もおいでまして、実際の発災後の避難所運営にも非常に役立ったという報告も数々伺っております。こうしたことで私ども、防災人材育成センターにおきましても、この防災ゲームを学校、自主防災組織、それからその他の団体等からの要望等ですね、こうしたことを受けまして、このセットがあるんですけども、これを当然無償で貸出しをする他、私どもの職員が直接学校、諸団体等を訪問をしまして、実際にそれを実施指導に当たるといふ取組も現在進めております。また加えて、こうしたHUGが更に実践的なものになるように、少しでも運営を実態に近付けられるように、工夫を加えながら実際に使用が想定されている避難所の現場に合わせて、ゲームを展開する方法などについても、これ私ども職員が考案をしながら、指導をやっていくという状況にございます。

委員からもお話ありましたが、熊本地震でもそうございましたように、避難所の

運営というのが非常に重要でありながらも、数々の課題というものがクローズアップされております。したがって今後におきましてもより実践的となりますように更に工夫を加えながら、しっかりとアナウンスし、普及に向けて、こうしたこともやりながらHUGの普及活用によりまして避難所の運営が少しでも将来に向けて向上していくように、ノウハウが普及できるよう、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

よろしく申し上げます。それでそのHUGの中で、例えばペットの同伴ができた場合にどこに入れようかということのをいろいろ考えたりして、大きな体育館ではあれやなど。それで校舎の1階でちょっと空いているところに入ってもらおうとかいっているいろいろしたりしたんですけども、ペットが同伴できた場合のシミュレーションとか、それからあと盲導犬を連れてきた方がおったら、盲導犬はペットと一緒にの所には入れたらいかんという人もおったりして、ペットと一緒に避難してきた人をどうするのかとか。盲導犬を連れてきた方は、じゃあどこにしたらいいのかというのを、ちょっと聞かせていただけたら、教えていただけたら。

山根安全衛生課長

ただいまペットの同行避難含めて避難所でどう取り組んでいくかという御質問いただいたところでございます。ペットの同行避難につきましては、県としてマニュアルを作成しまして、市町村等に取組をやっていただくよう促しているところでございます。そのためにも県として避難所ですっきりとしたペットの同行避難と同時に運用、これをやっていただくように、実は平成25年度に実務者会議を立ち上げたところでございます。そういう中で今現在、市町村の行動避難計画の中でペットの取扱いの運用等について、記載をされるところでございます。今後とも市町村と十分連携を取りながら、協議もしながら、そのあたり運営等についてしっかりと対策を取っていきたいと考えております。

庄野委員

現場現場で多分いろいろ大変なんだろうなとシミュレーションしていて思ったんですけど。例えばいろんな空き教室みたいなのがたくさんあって、教室にペットの方は一緒に行ってくださいっていうのもいいんでしょうし、それから盲導犬の場合は他の例えば犬を連れてきた方と一緒にの部屋に、犬が中で一緒にいる場合というのでいいんですか。

酒巻地域福祉課長

今、庄野委員から盲導犬が避難所にきた場合という御質問でございます。私のほうから、市町村で福祉避難所を所管させていただいておる立場からちょっと申し上げさせていただきますと、もちろんその盲導犬をお連れということでございますので視覚障がいをお持ちの方と認識させていただくわけですけども、もちろん視覚障がい者の方にとりましては、盲導犬は生活をする上で必要不可欠な、要は御自身と一体化された犬ということでございますので、視覚障がい者の方が福祉避難所で生活しやすいような形で配置を考えていくと。それは、正しく福祉避難所として設置された規模、あるいは配置状況にもよるわけですね。

れども、明確に、今この仮定の基になかなか答えづらい部分ありますけれども、生活の一部として、継続的に避難所での生活ができるような立ち位置で対応を考えていくというような考え方でございます。

庄野委員

それぞれの避難所でその方が困らんような、やっぱり人権に配慮したような避難所の運営ってというのが必要になるなという。そういう面でこのHUGというのは結構、いろんな場面を想定して、例えば外国人がやってきたとか、頭に包帯して怪我してきたとか、本当にいろんな想定があって考えさせられるなと思いましたので、お聞きをしました。

それとあと、避難所に来たときに、どこからきて名前とか、それから歳とか病歴とか、どんな薬飲んでいるとか、そんなことを、いろいろ避難者名簿というのを避難者カードか、これを書いてもらうだろうと思うんですけども、うちの県どうしているのですかね。ちょっと私冊子で見たんですけども、兵庫県で避難所名簿に統一様式を取り入れて、介護とか妊娠の有無とか病気などの支援状況を網羅をした統一様式でそういうことを記入するということが載っていたんですけども、あらかじめうちの県では避難所に来た方にそういう統一様式みたいな、記入様式みたいなものはあるんですか。

香川保健福祉政策課長

ただいま委員から避難所における統一様式について御質問を頂戴したところでございます。本県におきましては、避難所に関しましては、避難所の運営マニュアルというのを現在作成してございまして、それを各市町村にお配りをさせていただいております。この中には先ほど御質問もございましたペットの取扱いとか、ある程度それを使ってそれぞれの市町村で、それぞれの地域に応じた避難所運営をしていただくというものでございます。この中におきまして、避難所名簿というのも様式も示させていただいております。こちら先ほど申し上げましたように、各市町村でそれぞれ工夫をしていただくところではございますけれども、その中におきましてお名前ですとか、特に配慮が必要な方におきましては、それぞれ高齢者であったりとか、障がい者であったりとか、妊産婦であったりとか。こういう区分も設けさせていただいております。そういった中で、それぞれ十分な配慮ができるように考えさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

庄野委員

分かりました。それでそのHUGの中にも、例えば名前とか書きたくないっていう人がおるんです。例えばDVとかで避難しているって人は知られたら困るような、書きたくないという人もおったけど、どうしますかとかいう。これはだからやっぱりいろんな人権とかそういうことに配慮をした形で、書かなかつたら入れさせないと、出ていけと言ったら困るんで。こういろいろ考えさせられましたので、ちょっと紹介をしていただきました。

それと、あと、東日本大震災の津波とかで、水門とか陸閘を閉めに行った方が、消防団員さんとかがお亡くなりになったというので、やっぱり本県もそういう部分の自動化とか、常々から閉めとける分は閉めとくとか、いろいろ考えられると思います。事前にお聞きしたらそのようなことやっているって言ってたんで、今現在水門とか陸閘とかで、農林水産

部とか県土整備部とかいろいろ分かれると思うんですけども、だいたい県内にどのくらい、大小あるので、あれですけど、だいたい水門・陸閘こゝろと言われているものがどれくらいあって、そのうちに危ないときは閉めにいかんでいいよとか、そういう周知がどのくらいできているか、また自動化の施設がどのくらいできているか、ちょっとお聞きをします。

久米河川整備課長

水門や陸閘こゝろに関する津波時の対応ということで御質問いただいております。本県におきまして、津波が影響する範囲こゝろにあります県管理の水門・陸閘こゝろ、これにつきましてはですけど、約1,500基の水門・陸閘こゝろがございます。東日本大震災では先ほどお話がありましたように、水門の閉鎖こゝろに向かわれた作業員の方が巻き込まれて亡くなったというような事態も発生したということでございます。そういったことから、県におきましては水門・陸閘こゝろの閉鎖時、作業を少なくするというところで、地理的な条件ですとか、あと周辺の状況、それから利用されている頻度なんかも勘案いたしまして、利用者の御理解を頂きながら、まずは常時閉鎖しておくという常時閉鎖、それから二つあるものを一つにするというような統廃合を進めさせていただきますとともに、津波の到達時間が短いというような閉鎖が困難な県南部なんかにおきましては、順次自動化・電動化を進めているところでございます。現在は平成28年度末で44パーセント、679機の対策が完了しているということでございます。御質問にございました自動化につきましては、そのうちの4機ということで対応が完了しているというところでございます。

庄野委員

分かりました。大分、事故が起こらないように対策がされているということで少し安心しましたけれども、やっぱり水門なんかだったら地域の住民の方にお問い合わせを管理してもらっているところもあるやにお聞きしました。そういう市町村との連携が必要なんですよけれども、やっぱりあそこだけちょっとまだよう言えてなかったというのでは困るんで、ちゃんとそういう管理してもらっている所にも、きちんと、これは危ないと思たらもうすぐ逃げるのが優先ですよとかいうことも含めて、やっぱりいざという時にほんまにどうしようかって迷うような時がありますので、そこら周知徹底を図って、水門・陸閘こゝろで命を落とさないということを徹底していただきたいなと思います。終わります。

西沢委員長

それでは午食のため、休憩いたします。(11時57分)

西沢委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

長尾委員

午前中に教育長から報告もあり、また、喜多委員のほうからも質問がございましたが、この国登録記念物の登録について、過日の文教委員会だったかな、視察したところでございますけれども、ここで、この19基が全国で初めて国の登録記念物に答申されたという記

述があるんですが、この全国で初めて国の登録記念物に答申されたということが、どういう意味があるのか、今後どういう影響、効果といったものがあるのか、これをちょっとお聞きをしたい。

美馬教育長

現在、長尾委員のほうから全国で初めて国の登録記念物に答申されたということの意義ということで、御質問を頂きました。

この津波碑というものの自体が、全国でも非常にまれなものでございます。それが固まって39基もあるという地域というのは、日本だけでなく、世界的にも非常に珍しいというものでございます。これを、今までは市町村等の指定記念物というような形での保存の形でまいりましたけれども、今回、国の登録記念物ということで、国のほうに登録をしたということで、これは、非常に全国的な価値のあるものであるということが認められたものであると考えております。

これを機会に私たちといたしましても、徳島県の遺産としてではなく、国としての宝物でと、というような考え方に立ちまして、この津波碑をその歴史的な価値というものだけではなく、今にも続く古代の人々、昔の人々から伝承されたその熱い思いであったり、苦しい生活の知恵であったり、そういったものの伝承という形で語り継いでいくべきものであると考え、これを保存するとともに、広く啓発する教育材料として活用していきたいと考えてございます。

長尾委員

今、教育長のほうから答弁があったとおりでと思います。これは日本の財産であるとともに、世界的にもこれだけまとまった形でのものはないと、こういうことでございます。そういう観点で言うとね、さっき午前中の分では、これで表記を小学生にも分かるような、そういう表記という表現はあったけれども、これはやはり、そういう日本的・世界的遺産というのであれば、これは当然、外国語表記もね、すべきだと私は思います。いわゆる不見識にはならないと思うけど、当然、これだけ津波の被害を受けてきた歴史があって、今、全国的にも津波の危機ってのはあるわけで、やっぱり、そういった関係者の参考にもなるし、また見にくられる方もあるかもしれないし、それを国内外からもきてもらえば、また有り難いし、ということからすると、従来どおり書き下しで、ただ説明があつてね、もっと国際的な視点に立って、私は表記をすべきだと思うけど、いかがですか。

美馬教育長

ただいま、長尾委員のほうから表記の仕方について、分かりやすい日本語表記だけではなく、外国語も含めて表記してはいかが、という御提案を頂きました。

私どもといたしましても、今後、プレートを作成並びにパンフレット等で啓発活動をする際に、そういった観点も取り入れて、できるだけ多くの人々、地元の人はもちろん、多くの日本、そして世界の人々にもその価値、そして、その教えを広めていけるような形で啓発、そして保存をしていきたいと考えております。

長尾委員

是非、そういう形で検討をお願いしたいと思います。

次に、これは地元新聞の6月19日付に載ってる記事ですが、飯尾川の氾濫対策として、麻名用水堰の撤去が大事だということが書かれてあります。平成16年の台風で、私も平成3年に議員になって一番印象深いのは、あの平成16年の台風でして、鮎喰川の橋から国府側、こっちは大丈夫だけど、国府側から石井、鴨島に至る国道も、また県道も、また周辺の家、施設、石井のフジグランまで漬かるという大変な事態がございました。あれが平成16年だから、13年前でございます。死亡者も出たということでございました。私も当時は鴨島も行き、石井にも行き、国府も当然行ったわけですが、そういう中で、この牛島駅の下にある麻名用水堰、その問題と絡んで、牛島駅の横に県管理の橋があるわけですが、その橋はきれいな橋で、長い橋なんだけど、その川幅の流れる空間を半分にしてるわけね。本当は橋だから、全部、その下の空間、水が流れるようにすればいいんだけど、わざとそこを半分に縮めてる。そして、その半分に縮めている所には、蛇籠に石をいっぱい積んで、それでもって、橋の半分下、狭くして下流に水を流さないようにしてる。そのこともあり、この麻名用水堰もあり、牛島駅周辺というのは漬かったと。牛島周辺は、これは、当時は鴨島町だけど。鴨島町は何とかしてくれというけど、下の石井町が反対する。だから石井町も、その下に徳島市との間の加減堰があるということで、川の問題は下からやっていかなくちゃいけないということもあって、角ノ瀬の本部ができて、あのあたりの川幅を広げるというか、整理をしながら、だんだんきてる。直近では加減堰の改修に関わったということで、一步一步やってる努力は評価してるところでありますけれども、しかしながら、この記事でもあるように、県が5年前、2012年に麻名用水組合土地改良区と、この撤去に向けた協定を結んで、代替取水ポンプをその堰下流約1キロメートルの所に、飯尾川沿いに設置するとした。しかしながら、地元住民から川底から取水するために表流水と混ざることによる地下水汚染とか、地盤沈下を懸念して白紙撤回を要望した。県は、また2012年10月に地元合意がなければ結果が進めないということで、2014年1月に住民説明会を開いて以降、協議は持ち掛けられておらず、計画は暗礁に乗り上げている、こういう状況でございます。町としては、2016年3月に、この県に対してポンプ設置位置の再検討を含む新計画提示を要望して、撤去問題の早期解決を求めたということでございます。石井町は徳島新聞の地元紙の取材に、県に対案を示してもらわないと協議に動けないとコメントしてると。東部県土整備局吉野川庁舎の河川砂防担当は、地下水に影響が出ないポンプ計画を練っていると、合意形成へと町と協調し進めるとするにとどめたと、こう書いてあるんですね。ポンプ設置予定地の周辺住民は、堰撤去に反対するわけではないと。県は改修が本当に必要なら対案を持って来ればいいと、訴えた。この麻名用水土地改良区は、事態を動かすボールは県にあるとした、こう主張している。今年も梅雨入りし、出水期を迎えると。合わせて渡内川というのがこの飯尾川に流れてきてるわけだけど、この渡内川の早期改修を求める住民有志の会は県の対応は余りに遅く、不誠実だと怒りを隠せない様子だと、こう書かれてるわけでございます。なかなか、この内水面の問題というのは難しいんだけど、本当に長い期間かかっているわけで、今度、吉野川が、堤防地区がね、国交省として整備するという事になって、大きな前進だと思うけれども、この飯尾川については県が本当に真剣に取り組まなくちゃいけない問題で、知事も本県治水上の最重要懸案と、知事は発言

をしてる。この知事の、この最重要ということを受けて、現状はどうなっているのか、いつまでにこの問題を解決する決意があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

久米河川整備課長

飯尾川の改修に関する御質問でございます。飯尾川は御承知のとおり、徳島市、石井町、それから吉野川市の2市1町にまたがる県内最大の内水河川であるということで、先ほど、お話にもありました平成16年の台風23号による浸水被害をはじめ、たびたびの浸水被害に見舞われているということでございます。昭和34年から改修事業に着手しておりまして、ただ整備延長が24キロメートル余りと、非常に長いということで、段階的な整備を進めているところでございます。現在、加減堰の上流、桧瀬橋までの間で慨成という形になっております。御質問にございました麻名用水堰につきましては、飯尾川桧瀬橋から約2キロメートルぐらい上流になりますが、そちらのほうにある農業用の固定堰ということでございまして、河積を狭めて洪水の流下を阻害するということでございます。したがって、浸水被害軽減の為には撤去が必要であるということは認識しております。その撤去にあたりまして、代替施設ということで固定堰に代わりまして、お話にもありましたポンプ設備、これを下流の約1キロメートルぐらいの所に設置するという計画を、現在、県が持っております。平成26年の1月に地元説明会を開催したところでございます。その際に地元の方から、地下水の水質悪化とか、水位が低下するんじゃないかとの懸念で、地下水に影響がないような計画にしてほしいという御意見も頂いたところでございます。現在、そういうことを踏まえまして表流水と地下水が混合しない遮水構造の検討を進めているところでございまして、これと併せまして、地元石井町と地域の合意形成の図り方等についても協議、調整をさせていただいているところでございます。なお、この事業を進めるに当たりましては、飽くまでも地元の合意というのが必要不可欠だと認識しておりますので、今後とも、引き続き石井町とも連携しながら合意形成に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今の説明、私が説明したことを繰り返したただけであってね、かつ、県の姿勢も合意形成と町と協調して進めると、これ同じことを言ってるわけね、そんなこと聞いているわけじゃないんだよ。要は石井町といつ協議するんだと、この10年以降、協議を放置してると、それに対していつ協議をするつもりがあるんだと、まず。

久米河川整備課長

役場のほうとは適宜協議をしているところでございます。昨年もちよっと時期は定かではございませんが、夏頃とかに、それから吉野川庁舎と町も含めまして協議をさせていただいているところでございます。

長尾委員

だから少なくとも、これは本当、地域住民はそれこそ午前中の話じゃないけど、雨が降るたびに緊張するわけであって、要は、そういう随時やっているとというのは、これは分かり

ました、努力はね。要は県土整備部として、いつ合意を目指してやるのかという腹構えがなけりゃあ、石井町だってできないだろうし、地元住民との話し合いだってできないじゃない。だらだらとずうっと状況を見ていくのか、いつまでぐらいには決着をつけるんだと、県の姿勢がね、知事がここにきててさあ、知事は本県治水の最重要懸案と言ってるのに、スピード感もなく、だらだらとやるのかという話なんだよ。住民の生命と財産を守る治山治水が政治だと言うんだったらね、我々もそうだし、行政のほうも一緒に力を合わせて、これやらないかんわけ。だから、要は合意形成をいつぐらいまでにやりたいという課長としての思いや、県土整備部の思いはないのか、あるのか。

久米河川整備課長

繰り返しになりますけれども、この事業の推進のためには地元の合意形成というのは必要不可欠であると考えております。県といたしましても、漫然とそれを待っているわけではございませんので、一日も早く合意形成を図りたいという思いは変わりありません。ただ、相手のあることでございますので、いつまでにということを申し上げることは、ちょっとできませんけれども、強い思いを持って取り組んでるということだけは、御理解いただけたらと思います。

長尾委員

一日も早くという気持ちは分かるけれども、だから、ここにもし石井町や鴨島町、今は吉野川市、牛島駅周辺だけど、そういう人たちがおると思ってね、ここは話をせないかん。住民の説明会は2014年以降、放置してるんだから。住民への説明会については、いつやるのか目標を持たないで、ただ一日も早くというだけで、ここに住民の皆さんがおったら、そう説明するのか。

久米河川整備課長

先ほども御説明いたしました、住民の方から地下水の取水に影響がないような構造を考えてほしいということで、動いていただいております。現在、それについて、いろんな工法を検討しているところでございますので、その結果が出ましたら、一日も早くさせていただきたいと考えております。

長尾委員

その工法という、コンサルも専門官も組んでやってると思うけども、これ、もうだらだらと検討してもらわねえじゃないんで、時間を区切って、いつまでに計画を合わせてやっていると、その工法はいつまでに案を出そうとしているの。

久米河川整備課長

様々な工法を、今検討しているところでございます。これにつきましても、なかなか難しいところがございますので、いつまでについてというのは、ちょっと申し上げられませんが、漫然とやっているわけではないということでございます。一日も早く結論を出したいと考えております。

長尾委員

なかなか、これ課長の答弁でらちが明かないんですが、ちょっと部長、答弁を補足してくれないかな。

瀬尾県土整備部長

大変この飯尾川の問題、難しくございます。私も前年は東部の県土整備局長という立場で、事実、何回もうちの吉野川の副局長、担当の副局長が、石井町さんとは何回もお話をさせていただいておるところでございます。ただ、合意形成というのが一对一の関係じゃなくて、相手の住民の皆さん方にも、いろいろ意見がございまして、我々、県と住民の方という一对一の関係でないというところが、今時間掛かっているというところの正直なところでございます。ですから、うちのほうとしては、いろんな案を役場といろいろ下協議を事務レベルでやっておりますけれども、これといった、皆さんが得するような案というのは、なかなか、今見つけられていないというか、検討中ということでございます。ですから、先ほども課長が申し上げますとおり、いつまでというのは、今ここで、ちょっと明言はできませんけれども、本当に知事も言っているとおり、県下の治水上の最重要課題、これまでは加減堰の撤去というのがそうございましたけれども、加減堰は半分ですけれども暫定できた、次はここ、というようなところで、その思いには変わりはありません。県土整備部としましても治水上の最大、今現在のところ、最大の問題だと、課題だと受け取っております、本当に、ちょっとこの新聞の表現は、いろいろ反論したいところもございますけれども、それはおいておきまして、我々としては本当に一日でも早く合意形成図られるよう、引き続き努力してまいりますので、御理解を頂きたいと思っております。

長尾委員

加減堰撤去の式典があつて、知事も出席をして、私も出席いたしましたけれども。そのあとフジグランで展示会みたいなのをやつてね、あれで関係者の努力もあつて、一步も二歩も進んでいるのかなと実感を持っているわけで。しかし、それにしても、なかなか進まないというのも事実だと。もちろん、今説明のあつたような問題があるのは承知をしているわけだけど、引き続き、以上の努力をしていただいで、早くこの問題を解決できるように期待しておりますので、頑張ってもらいたいと思っております。

それから、さっきの質問にも関連するんだけど、午前中の。いま県内に住宅数は幾らあるのか、そして空き家は幾らあるのか、ちょっと教えてもらいたい。

藤本住宅課建築指導室長

ただいま、県内における住宅の空き家の数についての御質問でございます。

本県における空き家の総数でございますが、平成25年の住宅土地統計調査におきまして、住宅総数は36万4,900戸でございます。そのうち、空き家は6万4,000戸でございます。

長尾委員

今の説明では、県下に住宅が約36万戸あつて、空き家は6万戸あると、こういう話でご

ざいます。その中で、さっきの津波が最悪の想定をして20万の人、それに対して仮設住宅が7万いるという話ね。神戸の震災も、それから東日本の震災も応急の仮設住宅というのは、これでいいのかっていう議論がその後されて、というのは、人と時間が掛かる、辺鄙な場所に造る、あと様々な理由があって単純に金も掛かる。例えば、この7万戸、徳島県で造るとしたら、7万戸で金幾らになるの。

林応急仮設住宅用地対策担当室長

南海トラフ巨大地震が発生して7万戸の仮設住宅を建てるために、いくらを経費が必要かというところで御質問いただきました。この4月に応急仮設住宅を建てる場合、国のほうから1戸あたりの基準の額が示されてございます。それにつきましては、1戸あたり551万6,000円が上限額となっております。仮設住宅は7万200戸は必要でございます。それに対しまして550万円の経費が掛かりますので、この550万円に約7万戸を掛けますと、計算上、380億円ほど掛かるという計算になります。

長尾委員

380億円、間違いないね。ちゃんと計算してもらって。

西沢委員長

小休します。(13時30分)

西沢委員長

再開します。(13時30分)

林応急仮設住宅用地対策担当室長

訂正いたします。380億円と申し上げましたが、3,800億円になります。

西沢委員長

再度、もう一度言ってください。幾らですか。

林応急仮設住宅用地対策担当室長

3,800億円になります。

長尾委員

3,800億円というのは、県の年間予算額が5,000億円としてもね、この3,800億円なんていう金はものすごく掛かるわけで。そこで空き家の問題を言ったのは、これは今国のほうや民間のほうもね、単純にこの仮設住宅をそれぞれで考えるのではなくね、例えば、どの市町村にも空き家はあるわけだからね、さっきから7万200戸必要だって言うけど、空き家は6万戸あるわけ、それに近い数があるわけです。だから、当然さっきの公園に木造の仮設みたいなのを、倉庫とかそういうのを使ってね、それを使うという場合もあるかも知れないけど、いろんな組合せっていうかね、いろんな組合せを考えないかんわな。これを、

その各市町村で、空き家、今、かなりの市町村、県内の空き家バンクというのがあって、県外の人なんかの、人に貸そうということで、体制を取っているところもあるけれども、この空き家バンクというのはある意味で言えば、こういう災害時において、緊急時にだって使える可能性もあるわけで、その様々な協定を結んでる中で、団体とかと結ぶこともあるけれども、そういう空き家の個人との協定を結んで、いわゆるそのランクに応じて、仮設住宅は、人数の多い家も、家族の少ない家も同じ間取りなんだから、だけでも、こういう捨ててある空き家であれば、いろんなことに対応できるし、住みやすい所に建ってるし、そういう意味では、この空き家との併用ということ、今、民間ではそういう立ち上げるところもあるぐらいですから、私は、この災害時における、この避難所の考え方のあたりはね、しっかりと施設のストックとしての、空き家の活用ということを考える必要があると思うんだけど。これは検討してるんでしょうか。

藤本建築指導室長

空き家の災害時の仮設住宅への利活用という御質問でございます。空き家につきましては、老朽空き家につきましては、除却ということに対する支援ということでございます。これに加えて、空き家の利活用ということも、非常に重要なことということで、現在、その空き家の利活用につなげる為のリフォームへの支援とか、あるいは、お試し住居の促進等、支援をやっているところでございます。委員御指摘の、こういった空き家を応急仮設に利活用するというにつきましても、今後の、非常に重要な施策であるかと思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

空き家にも様々な空き家があるわけで、個人の家もあれば、アパートもあればね、様々なタイプのやつがあるんだけどね。だから、こういったことも既存ストックの活用の観点から、今後の避難の在り方、応急的なね。もちろん、いろんな選択幅が広がってくると思うんですよ、入った人にもね。そこで、そこにもう住み着くって言う人もいるかもしれないし。持ち主とのいろんな契約の問題とかね。こういったことは、すぐにはできないから、やはり、これも空き家の撤去とね、道路上の問題の撤去でも法的な手続きも、非常にかかるわけで、こういったことを市町村と連携をして、避難所の対応ということ、私はしっかりとやっていただきたい。今、課長は検討したいということですけども、部長はどうですか。

瀬尾県土整備部長

今、委員おっしゃるように、空き家を避難所、避難に活用する、仮設住宅に活用するということですので、現在も東日本大震災とかでも、県営住宅の空き家とかをお貸ししたりとか、そんなこともやっておりますし、当然、考えていくべき課題であると考えております。その時期の問題ですとか、場所の問題ですとか、いろいろ問題があると思うんですけども、そういう準備を他部局とも連携しまして、検討していきたいと思っております。

長尾委員

既に、東北3県でも、また国のほうもみなし仮設住宅として、そういう空き家の活用ということを経験しているということでもありますから、常にそういったところも研究したり、是非、今後、想定されてる本県も、しっかりとその点やってみてもらいたいと強く要望しておきたいと思います。

それから、先日、事前委員会で、もしも地震があった場合に、県道沿いの老朽化している施設、建物が県道上に倒れたりして交通の妨げになるというようなことも考えられるわけで、その実態どうなのかということについて付託で報告願いたいと要請しておりましたが、これについて御報告を願いたいと思います。

寺澤道路整備課長

今、御質問にございました、老朽家屋でございますけれども、我々、徳島県が管理する道路に隣接しております老朽家屋のうち、倒壊の恐れが高く、道路の通行に支障を及ぼすような可能性あるものにつきましては、これまでも道路パトロールということで、週1回ほど全路線を回っているわけでございますけれども、その道路パトロールにおきまして、老朽家屋も把握いたしまして、危険があるようなものにつきましては、市町村の方に御連絡して、それから我々も所有者のほうに注意喚起をするというようなことでもございまして、道路パトロールを今重点的にやっているということでもございます。

それから、老朽化が著しく道路に倒れてくるようなものがございましたら、そういうものにつきましては、我々がバリケードとかコーンとかでも設置しまして、通行車両とか歩行者に対して注意喚起を行っているというようなところでございます。

藤本建築指導室長

空き家につきましてでございますが、委員お問合わせの県道沿いの老朽空き家につきましては、その総数については、今のところ把握できておる状態ではございません。現在、市町村におきまして、空き家等対策に関する特別措置法に基づきまして、空き家等対策計画、これの策定に向けて空き家の実態調査を進めておるところでございます。その調査の中で、倒壊時に道路に影響を及ぼすような可能性があるものについても、把握に努めているところであります。

なお、調査に当たりましては、外観のみで判定できない時もございますので、そういう時には所有者の同意を求めまして、内部調査も必要ということもございまして、実態把握に時間も掛かることも想定されております。今後は、市町村における空き家実態調査において、道路管理者とも連携をいたしまして、国道や県道に影響を及ぼすような可能性のある空き家を優先的に調査を進めていきたいと考えております。

長尾委員

今、御答弁のあったとおりのことをしっかりと市町村とも連携をとって、いざという時に、すぐに対応できるようにやっていただきたいと思います。

それで最後に、県道にかかる横断歩道橋、橋梁りょうの耐震化、橋梁りょうの長寿命化というのがあるんだけど、横断歩道橋の古いやつもあれば、新しいやつもあるから、あれが落ちたら、車が通るわけじゃないけど、荷重のあるものはない、人間が通るぐらいだけど、しかしな

がら、直下型だと、がさっと落ちて、これが邪魔する場合もあり得る。そんなことがあったので、これが県道に何本架かっているのかね、その中で、どういう対応しているのかを聞きたいと思います。点検とかね。

寺澤道路整備課長

道路に架かっております歩道橋でございますけども、徳島県が管理する歩道橋というのは44橋ございます。その44橋につきましては、平成25年に道路法が改正になりまして、5年に1度定期点検をするということが義務付けられておりまして、平成26年度から順次点検を開始いたしております。それで、昨年度までに44橋のうち42橋、本県のほうで点検をいたしております。あとの2橋につきましては、国土交通省から移管を受けた1橋と、あと平成25年に架設した1橋でございますので、今のところ、全ての道路につきましては、点検を順次しているというところでございます。その点検結果につきましては、緊急に処置が必要な橋梁^{りょう}というのは、今ないような記憶でございます。

長尾委員

是非、これも案外盲点みたいなところがあるので、しっかりと橋梁^{りょう}と併せて点検なり、また補強なり、また場合によってはのけるとかいったこともあろうかと思っておりますので、お願いしたいと思います。なお、歩道橋に関して一言言うと、今年のとくしまマラソンの時にね、知事が用意、どんをやった所の、あそこの横断歩道橋の上にごい人が立ってね、揺れたんですよ。本当にね、あれが大した事故にならなかったからいいけど、あれで、もしも事故になったらえらいことですよ。だから、この横断歩道橋、来年、もし同じことやるんだったら土木の視点で、あれが危ないっていうんだったら、人員制限するとか、いろいろ工夫したらよろしいかと、忠告だけして終わります。

上村委員

長時間にわたって、申し訳ないんですけども、私からも何点かお聞きしたいと思えます。一つは八万町の中津山の件なんですけれども。八万町中津山団地に土地を持つ方から相談がありまして、以前から購入済みの土地に住宅を建てようとしたんですけども、崩落事故などの危険性があるということで、建築許可が下りなかったということです。この土地は、ある業者が所有する造成地なんですけれども、昔、平成9年、10年、大分前ですけども、崩落事故があって、県が緊急代執行を行った経過があります。その後も所有する業者が、恒久的な安全対策を行っていなかったということで、徳島市の都市整備部建築指導課の許可が下りないということらしいです。この方からは、事業者がね、恒久的な安全対策をしないまま、もう20年も経っていると、大丈夫なのかと、今後、どうなるのかということで心配されています。この団地にはもう多くの住宅も建って、現在も人が住んでおられますので、平成10年以降は特に大きな事故は起こっていないようなんですけれども、最近の異常気象で自然災害も想定外のことが頻繁に起こる状況ですので、今後、事故が起こらない保障はないと思います。県として、今の事態をどう考えているのか、また、今後、どのような対策を行うのか、お聞きしたいと思います。

鉾田都市計画課長

委員からお話ございました、徳島市八万町の中津山から中津浦にかけての中津山団地のことでございますけれども、この団地自体は、都市計画法ができる前の旧の住宅地造成事業に関する法律というところで、県が昭和45年に認可した団地でございます。この法律自体は昭和39年にできたものでございまして、その当時の住宅用地の需要の高まりで住宅ブームが起きました、良好な住宅団地を確保する為に、一定規模、ここでは、県では3,000平方メートル以上なんですけれども、その住宅の造成において必要最低限の道路とか排水、こういったことを義務付けた法律でございます。

県の責任ということでございますけれども、先ほど言いました法律につきましては、法律の特例許可というのがございまして、その中で、住宅の建築は可能となっております。ですから、団地そのものは、まだ完了してないという状態になってございます。その工事中に、先ほど委員から話がありましたように、斜面で崩落が起きたというような状況でございます。その時には、平成10年、11年に県が代執行してございまして、仮設の防護柵の設置をしてございます。あと、その時には、応急的な防災工事ということで、住民の生命、財産に関わる緊急的な状態でしたので、県が代執行をしたものでございます。その後、事業者に対しては恒久的な災害防止対策とか、代執行した防護柵の維持管理については、その都度、勧告はしてございます。ただ、今のところ対策をなされたという報告はございません。一義的には事業者の責任において、工事中に崩落が起こったということでございますので、そこを何とか恒久的な対策をしてもらうように、粘り強く対策の実施を求めてまいりたいと、このように考えております。

上村委員

平成10年、11年と、これも当時の土木部のほうで随分議論がされたようなんですけれども、事業者が緊急の措置を取らないということで県が代執行して、その当時の費用が、最初は、県、7,000万円と言われていたのが、その後の答弁で6,000万円になり、5,800万円になり、最終的にトータル1億738万2,450円と、こういった答弁が平成11年の11月の答弁だったと思うんですけど、最終的な金額と、この代執行した代金は、最終的にどうなったのかということ、分かりますか。

鉾田都市計画課長

最終的な代執行の金額でございますけれども、先ほど委員、お答えいただいたように、1億円余りございます。この代執行費用につきましては、現在、事業者から収めていただいております。そのことにつきましては終了しております。

上村委員

終了は、もうしているということですが、ここの住民の皆さんも、非常に今後のことも心配されて、県の担当者にお聞きしたら、年に1回ぐらいは、住民の要望があれば見回りもしているということですが、問題は恒久的な安全対策が取られていないということなんですけれども、粘り強く事業者に働きかけて、恒久対策とるように指導すると言われておりますけれども、現実には、それで20年間、既に経過しているということで、

本当に、もし何かあった場合には、どうなるのかということもね、私も心配なんですけれども、この点で、どんな方法があるのか、県として、どういったことを考えてるのかということが、あれば教えていただきたいと思います。

鉾田都市計画課長

この状態で、県にどういう対策があるのかというお話でございますけれども、今、おっしゃっていただきましたように、年に一度、団地町内会からの依頼を受けまして、県と市で、また団地住民と一緒に、大きな変化がないかなど、聞き取りながら団地内を巡回しております。つい平成29年3月にも行ったところでございます。また、徳島市の消防局でございますけれども、重点地区の一つとして、警報時に巡回していただいていると聞いております。また、県と市の消防局との連絡体制を整えてございまして、何かあれば、県若しくは市、消防局、消防局は24時間体制でございますので、そこに連絡が入るところで、緊急の事態に備えております。

先ほど、家が建たないという部分はございますけれども、これも徳島市建築基準法の話でございますけれども、既存住宅の増改築につきましては、建築主が現状の崖とか、擁壁とか、そういった周辺の状況を土木の専門家に調査して、敷地の安全性が確認できれば、増改築を認めているというような状況でございます。

上村委員

私が相談を受けた方は、実際に土地を持ってるんだけど、これも住宅がね、新たに建てられないということで、売ることもできないし、自分が思っているような住宅も建てられないということで、市のほうに文句を言っていったら、固定資産税を5,000円ぐらいまけてくれたってことですけれども、この方が求められてるのは、やっぱり恒久的な安全対策をきちっとやって、そして住宅も建てられるようにしてほしいし、住んでる方が、安心して、今後も住めるようにしてほしいってことなんですけれども、県の方は、なかなか、県の土地ではないし、事業者がしないということで、指導するしかないように言っていますけれども、県内でこうした問題が起こっている土地っていうのは、他にもあるんでしょうか。また、もし、あるのでしたら、どういった対応していくのかということをお聞きしたいと思います。

鉾田都市計画課長

県内に、他にこういう団地があるのか、ということでございますけれども、現行法令の都市計画法での、開発許可団地は幾つもございます。ただ、この旧住造法・住宅地造成に関する法律にできた団地は、認可しただけで23団地ございます。ただ廃止、途中で取り下げたのが一つございます。未完了、全くの未完了はこの中津山団地だけでございます。あとの所は適正に管理が整っていると判断しております。

上村委員

この八万町の中津山団地、もう一つ問題がありまして。谷川がね、流れていた上を造成しているんで、その川が流れていた部分は、今、コンクリートで暗渠きよを作って、100メー

トルほど下流のため池に流れるようにしてあるんですけれども、この方は、ここが詰まったりすると、また大変なことになるということで、この点も心配されているんですけれども、この暗渠^{きよ}については、対策はどう考えられていますか。

金山砂防防災課長

ただいま上村委員から中津山団地にある暗渠^{きよ}が詰まってあふれないのかという御質問を頂きました。委員、御質問の中津山団地内の暗渠^{きよ}につきましては、団地の開発者さんが施工して管理する暗渠^{きよ}であります。その暗渠^{きよ}の上流は谷になっておりまして、その谷には昭和50年に県の砂防事業で砂防堰堤を整備してございます。この砂防堰堤は、土石流災害の防止を目的として整備したものであります。同時に、土砂流出による暗渠^{きよ}の詰まりの防止にも寄与しているものと考えているところでございます。

上村委員

県は、今の状態で心配ないと考えているということですかね。

金山砂防防災課長

一般的な溪流の状態として、普通の状態では安全度はあるものと考えております。

上村委員

ちょっと心配なお答えなんですけれども。今、問題になっているのは予想外の大雨が一時的に降ったりして、どこも結構、大きな災害につながっているんで、こうした心配をされていると思うんですけれども。今後も大丈夫なのかどうかっていうことを聞かれていますんで、私も返事をしなくてはいけないので、県として、どう見ているのかっていうことをお聞きしたんですけれども。

金山砂防防災課長

暗渠^{きよ}の安全性についての御確認の質問であります。その暗渠^{きよ}は、開発者が管理する暗渠^{きよ}であります。先ほどもお答えしましたように、土石流災害の防止等を目的とした砂防堰堤が副次的な効果といたしまして、土砂を溜めることによりまして、暗渠^{きよ}の閉塞防止に寄与していると考えているところでございます。

上村委員

同じお答えしか頂けないんですけど、県としては、今の状態で問題はないとお答えいただいたのかなと思うんです。そう理解してよろしいんでしょうか。

金山砂防防災課長

普通の砂防設備がない、何もない溪流に比べましては、当然、安全と考えております。

上村委員

もともと、川が流れていた所を造成してるので、これ、危険性は確かにあると思うんで

上村委員

これね、防災対策上、大変、大きな問題だと思うんです。もし、仮に広島で起きたような、あんな大きな事故につながれば、県も当然、責任問われてくると思うので、10年間ぐらいね、まだ、20年間かな、大きな事故が起こっていないからいいですけども、今後、どうなるかというのは、分からないので、もし本当に、これ危険だということになれば、この団地の方々も、どこかへ引っ越してもらおうとか、そういう措置も必要だと思いますので、県としてもね、ずっと粘り強く事業者に働き掛けるということだけではなくて、見回りをする中で、危険な兆候があれば対策を取っていくということは必要だと思いますので、そういう点での対応を、是非、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

鯉田都市計画課長

先ほども申しましたように、責任ある事業者が、放置した団地というところでございます。これに対しては、事業者に責任を持って対処していただきたいというところでございます。それと、先ほど申しました県の責任を問われるというところでございますけれども、当時、被害を受けた住民の方から裁判を起こされておりまして、その裁判の結果、県の主張が認められて、この団地の監督責任については、問われてございません。

上村委員

旧の土地造成法でできたもので、裁判の結果もそうだっていうことですけども、やっぱり、これ、人命尊重の問題から言うとね、これ、大きな問題を残したまま、今経過してるので、ここにはやっぱり県が責任を持って、今後、危険性がある場合には、退去してもらったり、何か方策を考えないといけないと思うんです。だから、飽くまでも事業者の責任と言いますが、このもととの許可を出したのは県ですし、法律が変わったからといって、その責任がなくなったわけではないので。そういう点では、是非、住民の皆さんの命、暮らしに責任を持っていただくということで考えていただきたいなということでしたんですけども。是非、この点では、もう少し、私もいろいろ担当の方とも話を進めていきたいと思っていますので、また、よろしくお願いします。

あと、河川のライブカメラの設置の問題で、ちょっとお伺いしたいと思います。昨夜も、長崎県の壱岐市で50年に一度の大雨ということで、大変な被害が想定されるということでしたけれども。今は、いろいろな方法で河川の水位を知ることができるんですけども、住民の方では、やっぱり町内放送とかテレビやラジオで、今、水位が何センチだからここが危険ですよって言われても、なかなかピンとこないんですよ。やっぱり、目で見て一番よく分かる。だから、河川にライブカメラを設置してほしいといった要望が挙がるんですけども。徳島県は以前から河川の監視のライブカメラ設置は、非常に消極的で、国や市町村は設置したものが52か所ありますけれども、県は一つも設置していなかったと。昨年、那賀川に1台やっと監視カメラが設置されたということですけども、これがどんなものなのか、また、経費がどのぐらいかかったのか、ちょっとお聞きすると、併せて今後の設置の予定はないのか、これも聞きたいと思います。

久米河川整備課長

河川のライブカメラについての御質問でございます。お話にありました、昨年、那賀川的那賀町出原に県で1台設置しております。この経費ということ、ちょっと詳細、数字は今持ち合せておりませんが、約400万円程度であったのかなと記憶しております。このカメラにつきましては、実は平成26年、台風11号の時に出原地区で甚大な浸水被害があったということ踏まえまして、那賀川におきまして、事前の防災行動計画・タイムラインというのを策定いたしました。この出原地区におきましては、この出原地点での水位っていうのを、タイムラインの一つの行動の指標としたところでございます。この地区につきましては、水位計がないということございまして、当初、役場の職員の方が橋の橋脚のところまで行って、量水標を見ていただいていたと。その情報を基に、行動を起こしてもらったという状況でございます。夜間でありますとか、あるいは豪雨時期では、非常に危険が伴うということでございますので、そういったケースにおきましても、安全、確実に情報が取れると、住民の方が避難行動に移すようにということができるとということで、通常ライブカメラってのは、県では設置してなかったんですけども、例外的に設置させていただいたという状況でございます。

上村委員

例外的に設置したということを強調されたので、じゃあ、この後は、特には設置する予定はないということなんでしょうか。

久米河川整備課長

まず、河川の水位ですとか、降雨量、あるいはダムからの放流と、こういった情報というのは流域全体の情報を伝えるということで、市町村の避難勧告等の判断基準となりますし、住民の方の自主的な避難という部分の判断材料にもなるということで、そういう情報を提供していくことは、非常に重要で有効なことだと考えております。ライブカメラというのも、そういう手段の一つなのかなという認識をしておりますが、県におきましては、すでに県下100か所余りで水位計を設置して、水位情報をホームページに提供しておりますし、降雨状況についても天気防災情報システムの中で提供しているところでございます。

水位情報につきましては、すだちくんメールという形で登録いただいた方には避難氾濫危険水位を超えましたとかいう情報は提供されるようになっておりますので、そういったものの活用をしていただいて、情報を提供していきますし、住民の方にも役立てていただけたらと考えております。

上村委員

高知県なんかではね、ぱっと見て、こんなふうにすぐ分かると。徳島県は見てみたんですけども、県の防災情報システムで見れるようにはなってるんですけどね、大変、このライブカメラのあれは、何段階もいかないかんので、見にくいんですよ。ですから、せっかく国や市町村で設けているものあるんですから、これもこういった形で、ぱっとこう見られるように改善していただきたいということと、400万円も掛かるといのは、私もびっくりしたんですけども、そんなに高くて性能がいいものでもなくていいので、やっぱり河川でね、ライブカメラが見られるってのは、すごい大きいと思うんですよ。水位

情報で何センチだから、これだけ危険ですと言われても、ピンとこなくて、どうしてもね、住民の方、川が近くにあると見に行くんですよね。ライブカメラがあれば、もうその時に、その近くはどうなってるか、自分の目で確認ができるので、避難情報が出された時も、即、こう分かって動きやすいという利点もあると思うので。そんなに予算は掛からないと思いますので、是非、例外的な措置ということで那賀川に作ったそうですけれども、こういった点で、まだ設置ができてなくて要望があるような所には設置をしていていただきたい。これは達田議員からもずっと残された課題でありますので、是非、お願いしたいと思います。

それと、あと、もう一点。公衆電話の設置場所について、是非お聞きしたいと思います。これ、新聞報道でもあったんですけども、災害が起こった時に携帯電話などが、非常につながりにくくなって、やっぱり一番電話が情報伝達の手段としては手っ取り早いので、公衆電話はね、非常に、こう重要になってくるということで、今、本当に公衆電話というのは、あまり使われなくなって、どんどん減ってきてる状況なんですけれども、この災害時の情報網としての緊急手段の確保として、電話については、県としては、どんな対策をお考えでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、上村委員から公衆電話の設置について、御質問を頂いております。こちらの公衆電話につきましては、特に避難所にNTT西日本を中心に設置が進められております。特に名前としましては、特設公衆電話と申しまして、東日本大震災、以前は、事後に設置する形、災害が発生した時に、後に自治体が設置する、事後の設置型が多かったんですけども、東日本大震災の教訓といたしまして、事前に避難所のほうに設置する形が増えてきております。こちらのほう、設置運営、すべてNTT西日本が行っているところでございます。順次、各市町村と協議をしながら、避難所を中心に公衆電話の線について、配線を進めているところでございます。

上村委員

今、事前設置ということで、どのくらい進んでいるんでしょうかね。具体的に数値が分かれば教えていただきたいと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

現在、避難所335か所に、388台設置がされているところでございます。

上村委員

まだ、これから順次、増やしていく方向ですかね。どのくらいまで設置すると、需要としては、だいたい良いという目標があるんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

今後の見通しについてなんですけど、まだ市町村の中では、付けていない市町村も実際にございます。そちらのほうを中心に、NTT西日本と設置について各市町村と協議を進

めながら、設置について進められるものと思っているところでございます。

上村委員

それと、この設置場所がね、誰にでも分かるようになっていかなというの、ちょっとあるんですけども。やっぱり公衆電話の場所、ここにあるというのが分かれば、即、困った時にも行けるんですけども。なかなか徳島市内でも、公衆電話というのは減ってしまって、すぐにここ行けば電話があるというようなことがね、ピンとこないんですけども。そういった住民に対する表示っていいですか、設置場所の周知なんかは、どうされていますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

県内の従来の公衆電話については、私のほうでちょっと、数値なり、設置状況については把握していない状況ではございますけれど、避難所につきましては、分かりやすい形で表示をするように、NTTと市町村が協議を進めるとお聞きをしております。そして、この事後設置型につきましては、線だけを事前に整備をしております、後から電話を設置するという形になっております。

中山副委員長

午前中の喜多委員の質問でもありましたように、ロンドンの火災の観点から、一点質問したいと思いますが。この火災の原因が外装材の不適合ということだったと思うんですが、今言われてる、ということなんですけども。今の我が国の建築基準法というのは、非常にシビアで、しっかりと検査対策も取られておるので、最近、建った建物に関しては、まず問題はないと思うんですが、今、県下で外装材が不適合な建物ってあるんでしょうか。

先田消防保安課長

ただいま、ロンドンでの火災を受けてということで、県内で外装材で不備があるようなものがあるのかという御質問を頂いたところでございます。それで、一応、外装材については、防火基準とかいう形で、今、防火の対応ができているものが、ほとんど用いられているとは認識しているところでございます。外装材ではございませんが、県内の防火対象物の中で、設備関係、特に大きな設備の関係での状況について、御報告させていただきます。

不特定多数の方に利用される劇場とか遊技場、百貨店等におきまして、色々規模とか構造によって、消防用の設備等の設置が必要な建物が防火対象物でございまして、県内におきましては、そういう対象になる建物が、本年の3月末現在で、速報値ではございますが2万7,101という建物がございまして、その中で、特に消防用の設備が必要なものが、1万5,758ございまして、適用ができてない、何か不備があるというのが340という状況でございまして。

中山副委員長

次の質問で言おうとしていたことまで言うてくれたんですけど、外装材はないんですね、

把握できてないよね。これ、平成25年に長崎のグループホームのね、火災を契機に、消防の設備等が、だいたい基準が改正されて、今、どういうふうな点が改正されたんでしたっけ。

先田消防保安課長

ただいま、どのような改正等があったかということでございます。従来は、面積等に応じましてスプリンクラー等の設置が必要ということでございましたが、長崎でもグループホームの火災を受けまして、御自分で避難が困難なような施設につきましては、面積等に関係なく、スプリンクラー等の設備が必要という点の改正が行なわれているところでございます。

中山副委員長

平成30年3月末までに、整備しなくてはならないということになってるんでしたかね、確か。

先田消防保安課長

ただいま、いつまでにと御質問でございます。それでスプリンクラー等の設備につきましては、平成30年3月31日という期限になっておるところでございます。

中山副委員長

先ほどの答弁の中で、1万5,758が対象になって、まだ340が残っているということですが、この中で、県・市町村がらみの建物もあるのでしょうか。

先田消防保安課長

ただいま、県・市町村が関係している施設があるかという御質問でございます。今、ちょっと細かい詳細まではございませんが、把握している中には、市の関係の建物も、一部含まれているという状況でございます。

中山副委員長

今年度末やね、平成30年の3月って言ったら。今年度末までに、この340、当然、市の管理の建物も含めて340というのは、整備できるような状況にあるのでしょうか。

先田消防保安課長

設備につきましては、それぞれの設備の管理、あるいは所有者等が改善のほうを進めていただいているところでございます。期限に間に合うような形で、各消防のほうも指導をしていただいているところでございます。

中山副委員長

民間はともかくとしまして、市町村関係の建物があるというふうなことをお聞きしても、どことは聞きませんが、これはちょっと、由々しき問題じゃないかなと思いますので、どこか分かりませんが、ちょっと徹底的な指導をして、もし、平成30年3月に遅れたら、

何か罰則ってあるんでしょうか。

先田消防保安課長

ただいま、平成30年、いわゆる期限を過ぎた後に、どのような対応があるのかという御質問を頂いたところでございます。これは、平成30年までは、その期限までは猶予期間ということになってございますので、現時点では、まだ違反になってないということになっております。その期限を過ぎて、整備ができていないものについては、いわゆる違反の物件設備ということになります。総務省消防庁におきましても、いわゆる特に大きな設備に不備があるものについては、公表制度を設けてございます。それで、既に政令指定都市では、この制度を導入しまして、不備がある施設につきましては、公表なりすることによりまして、利用していただく方にも、そういう情報を持っていただいて、認識もしていただく、あるいは、また施設管理の方にも、それを契機に改善を進めていただくというような公表制度になってございますので、本県におきましても、来年度の4月から、まず徳島市のほうは公表制度を導入いたしまして、その後、また各県下の消防本部も導入していく予定が立っておるところでございます。

中山副委員長

不名誉なことで公表されたら、非常に、ちょっと恥ずかしい問題であり、市町村に住んでいる方にとっては、住民にとっては、ほんとに不安な材料になると思いますし、それ以上に、南海トラフ巨大地震等が起こる可能性もかなりの確率72パーセントですよ、さっきおっしゃった30年以内に、というふうに上がってきている中で、やはり自治体としての責任として、まず、そんなことはあってはならないことだと思うんですね。しかも、こういう大きな火災が世界的に問題になっているときに、やはり、二度とそういうふうに住民が犠牲にならないように、早急に整備を促すべきだと思いますので、今、予算がなかったら、例えば市町村、自治体のことなので、なかなかすぐというのは難しいかもしれませんが、責任問題はあるということで、是非とも、もっと前向きに検討してもらおうとか、必ずその整備できるように、もっともっと強く県のほうからも要望していただきたいなと思いますが、いかがですか。

楠本危機管理部長

住民の皆さんの安全を守るために、そういった公的施設、特に責任がございましたので、しっかりと指導させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

中山副委員長

是非、お願いしたいと思っております。公的施設だけに留まらず、まだ340の施設がありますので、それも含めて一緒になって、できるだけ年度内に改修できるように、まだそれが難しいとなれば、時期早く、早急に整備できるような指導を強化していただきたいと、強く要望して終わります。

西沢委員長

まず、今日、いろいろ出ましたけれども、その中からも、ちょっと追加で言わせていただきます。津波の発生確率、先ほど71パーセントとか72パーセントとか30年以内に、10年以内、20年以内というのは、あんまり言われませんか。もう30年以内というのが中心ですけども、面白くないですよ、すぐ発生するか分からんのに。あんまり言い過ぎなんです。それで、今まで私も言ってきました。30年以内言いすぎやって。文章を書く時でも、一番最初に30年以内という、まず、来るのがほとんどです。これどうにかしてもらえませんか。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員長のほうから、地震の発生確率の表記について御質問を頂いております。30年以内に70パーセント程度という表記についてなんですけれども、誤解を招くという意味では、30年後に起こるといふ誤解をされてる方もいらっしゃいます。もう70パーセントの確率になりますとか、すぐ明日にでも発生する可能性もありますので、その辺については、十分、配慮した形で表記を検討したいと考えております。

西沢委員長

本当はね、30年以内という表記をやめて、すぐにでも発生するかも分からないぐらいのね、そのぐらいの一番最初の出だしからいかないかと思えます。ちょっと10歩ぐらい引いても、30年以内にこのぐらいっていうのであれば、しかし、すぐに発生するかもわからないようなことを一言付け加えとか、そのぐらいしなかったら、あまりにも30年というのが独り歩きし過ぎてます。これは10年でもあるでしょ。確率が10年とか、20年、表記はあるんでしょ。全部30年以内がほとんどですね。だから、ちょっとね、誤解を招くどころか誤解しますよ、大体がね。あんまりにも30年ばかり書いてあるんですから。そのあたりは、できるだけ、そういうのをやめて、今にでも発生するかもわからないというね、強い表現をしてほしいなど。

楠本危機管理部長

まず、政府が発表するのが、いろんな形で10年以内とかありますが、ただ、目の前というのは、なかなか確率と言っても精度がありますので、大体30年以内であれば、その確率ということで発表してますので、30年以内でというような表現が多いと思えます。ただ私も、切迫するというような表現でお話しております。それと、やはり30年以内と言いますが、当然切迫するので、対策は急ぎます。ただし、もう目の前に来るっていうのも、うまく説明しないと努力できないとか、そういうのもありますので、いつきても不思議でない、切迫しているから対策は急いでやるというような表現でやりたいと思えますが、確かに、30年後に来る確率が70パーセントというふうに誤解をされやすい面もありますので、その点は、きちっと説明してまいりたいと思えます。

西沢委員長

危機管理部長だけでなく、危機管理部だけでなく、その他の所も、皆さん宣言してください。

瀬尾県土整備部長

宣言といいますか、考え方は全く、危機管理部長の説明のとおりでございまして、私自身も、30年以内というのをきちんとやっているつもりでありますし、そういう意識でありますし、また、明日来ると言われても、また、対策のほうが、明日、全部できませんので、30年以内というのを十分、頭に置いて、できるだけ早く対策をしていくという覚悟で、県土整備としても、そういう覚悟でやっていきます。明日来ると、いつ来るかも分からないという覚悟でやらせておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

小笠農林水産部長

農林水産部でございます。既に2人の部長から、話があったわけでございますけども、農林水産部といたしましても、まず、誤解を招くことがないようにということ、それと、まず職員一人一人が、そういった自覚のもとでやっていく、ということが必要だろうと思っておりますので、部のなかで、統一する中でやっていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

美馬教育長

教育委員会といたしましても、児童・生徒はもとより、保護者、また地域住民に対しても、今の30年以内という言葉が誤解のないように、切迫した問題であるということを、正確に伝えてまいりたいと考えております。

佐藤警察本部警備課長

災害はいつ発生してもおかしくない、そういう指導を徹底いたしておるところでございます。

吉田保健福祉部長

いつ災害が発生しても、きちんと対応できるように、災害医療の体制に万全を期してまいりたいと思っております。

延病院局長

大規模災害・南海トラフ巨大地震については、切迫する状況であるという認識のもと、施設整備、併せて訓練等に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員長

そのぐらいの気持ちでね、やらなかったら、やっぱりね、30年以内はちょっと言い過ぎる、と思うんですよ。なのに使ってるでしょ。そこらあたりは、ちょっと考えてほしいなと思います。

それから、ここの3階にAED設置してますよね。前も言ったかなあ、AED設置に当たってね、できたら設置基準なんかあるんですか。設置基準をなかったら作ってほしいんですけどね。AED、どこの担当、施設管理。まず、見てください。3階のエレベーター

の所、確かありましたよね。何かおかしい所ありませんか。普通ね、消火器なんかはね、いつまでについて書いてあるんです。あれはね、いつまでについて分らないのですよ、3階の見たら。電池の有効期限、何年何月まで、分らないのですよ。だから本当は、前のガラス板の所に何年何月までと書いて、表示が分かるような、何か貼るとか、そういうふうに誰でもが気が付くようなやり方というのは、すぐできるはずなので。とか、これ前から言ってます。そこにまで行かなかつたら分からない。要するに、近くにおって、誰かそこにあること知らない人がきたら、すぐ取りに行けませんよね。だから、そういう、例えば100メートル圏内ぐらいには、ここにありますよとパネルを設置するとか、よくそういう何か起こる可能性がある体育館なんかでも、そういうパネルを、ここにあります、設置する。または、避難場所にもパネルを設置するとか、そういうAEDの設置基準みたいなものを作ってほしいんです。

楠本危機管理部長

委員長の御質問なのでお答えさせていただきたいと思います。管理者はここであれば議会、本庁であれば、管財課。各施設管理者に伝えますとともに、避難所につきましては、私どものほうで市町村にも、すぐ使える、分かりやすいようにというのは伝えますし、そういった御意見がありましたこと、これは急ぐので、すぐに送って、県庁というのは、エレベータの所で分かりやすいようにしているんですが、そういったことも、連絡を責任持ってしておきたいと思います。

西沢委員長

パネルでもね、みんながばらばらにするんじゃなくて、もうパネルこれと、この色、これって県が決めて、それでやってくださいと言うたら、よく分かるんですね。みんながばらばらでなくて。そんなことも含めて、そういうような設置に対する、何かこう基準みたいなものを作って、それで、できるだけそれに沿ってやってもらえるような仕掛けにしてください。金が要るわけやないからな。

それから、これはね、どこそことは言いませんけども、避難場所なんかの、昼もあるし、夜もあるし、休みの時もあるし、いつでもそこが避難できるような避難場所、避難できるような状態でなかったらいかんですね。これは、こういう意味での確認作業をしておりますか。鍵があるとかないとかね、入れんとか、ようあるじゃないですか、夜だったら入れんとか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難所について、すぐ開設できる状況にあるかということでございますけれども、各市町村担当者につきましては、担当者の会議の時に、すぐ開設できるような準備を整えるように、周知を図っているところでございます。県におきましても、避難所となっているところについても、周知を行っているところでございます。

西沢委員長

再度、確認してください。こんなのは、たまにね、確認せんかったら、いろいろあるん

ですよ。知らない所もあります。だから一応、確認をね、各市町村も、県もそういうことが、穴がないように。逃げてそこが施錠されてあかんかったと。もう一つはね、例えば海部高校、これ例にとります。海部高校はメインの入口に、横に鍵ボックスがあります。鍵ボックスが、地震がなんぼの大きさ起こったら、それで鍵ボックスの鍵が開くと、蓋が開くようになっている。中から鍵を取って、それで開けると、なっているです。多分、それ以上のことは知らないのですけども、前から言う地震がこなくても、でっかい津波が来る場合もあるという中では、その鍵を近くの信用ある人に持ってもらおうとか、すぐ駆けつけるような人に持ってもらおうとかいう2段構えぐらいはしてほしいですね。そして、できたら、もう一つ言ったら、近くの人にハンマーなり渡しておいて、まさかの場合、例えば鍵が開けてもドアが開かない、ゆがんで開かない場合もあります。避難所のね、そんな時にはガラスをぶち破らないかんから。玄関のガラスの横にハンマーを置いとくわけにいきませんから、そういう近くの人に、そんな物持ってもらおうとかね。鍵と一緒に持って行ってもらって、鍵が開かん場合は、ぶち破るといって、3段構えぐらいのことをやっというてほしいなと思います。これも要望で終わっておきます。そのぐらい慎重にならないかんのです。もう近いという中でね。

それから、先ほど、地震の碑の話がでました。確かに、非常によくやっていたいているんですけども、その津波の碑というだけでなくね。この前見ました、古文書も早く、それを調べて、各部落にある言い伝えとか、古文書とか、そんなものを、特に言い伝えなんかは、早くせないかんと言いました。そんなものを含めて、ちゃんと分かったやつをよく分かるような、海老ヶ池でも、海陽町の海老ヶ池ね、あそこも沈んだんですね。沈んでg軒しか残らなくて、それを五軒家さんに、前の町長の五軒家さんの名前になってた、という話がありますんで。そういう、あそこが沈んで、違う地域に、浅川に部落が移ったとかいう話。それから海部郡内でも由岐の港、1,300何年ですね、由岐が沈んだとか。それから福良っていうてね、牟岐から海陽町に行くまでの間の福良というところなんです。そこも沈んで福良千軒と。何々千軒っていっぱいあります。そういうことを、ちゃんと、伝説とか言い伝えとかね、古文書によって分かったこととか、そんなんが目に分かるような、やっぱり、そういうのを設置していただいて、先ほど言いましたね、日本一は世界一。世界一でもトップクラスの世界一を。本当にこうね、ちゃんと、ほんまにここで勉強できるんだと、というようなものを作り上げてほしいなと思います。

坂東危機管理政策課長

口伝口承の類のものも含めて、過去のそういった記録の伝承体制を作る、という御質問でございますが、今年度、私どもの方でも災害遺産の発掘、継承ということの一つのテーマとして事業を取り組んでおります。過去におきまして、例えば四国災害アーカイブスというもので、水害、津波も含めました、過去のものについても、すでにウェブの上で、いくつか、そういう取組もなされております。こういったものとも連携をしまして、今回、教育委員会のほうで、記念物として登録をされたもの、これらも含めまして、私どものほうでも便宜を図りながら、そうした発掘、それから継承に取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員長

トータルでお願いします。それから、たまにやっぱり、聞いていないとね、すぐ人が変わるんでね。変わったら、私や知らんようなことがいっぱいあるんです。だから、たまに言わないかんのですよね。エレベーターからまずいきます。エレベーターは私も今回で3回目ぐらいかな、聞きます。一番最初は、天井に出ていくような穴があって、まさかの場合はそこからいけるのかなと。これがいつの間にやら、どこもエレベーターなくなりましたね。そういう基準も変わったんでしょう。その中で、停電になったときにはどうするんか。地震が起こったときにどうするのかというのを、いろいろ、やり方が決まっていますけども、どんなんですか。本当に地震がきて、停電になって、エレベーターが止まって、そのままだということは、今、ありますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

県内全てのエレベーターは、把握できておりませんが、県庁舎のエレベーターについて、御答弁させていただきます。県庁舎につきましては、初動微動P波の感知の揺れを感知すると、最寄りの階に停止する。停電につきましても、最寄りの階に停止すると管財課からお聞きはしております。

西沢委員長

決めごとじゃなくて、現実にそれがそうなるかどうか、ということが問題なんで。停電になったときは、非常電源使って、最寄りの階に下りるとなっておるんは、そんなの当たり前なんですけども。それなっていないところあるんですかという、それは県関係だけでなく、市町村外も、一般も含めてです。今まで何回も出てきたから、調べてるでしょう。

藤本建築指導室長

地震時のエレベーターの運転についてという御質問でございます。民間の建築物に設置されておりますエレベーターでございますが、中国・四国ブロックに関しましては、昇降機検査協議会というところが、1年に1回点検をいたしまして、その報告を頂いております。その中で、県内で民間の建築物で、民間のエレベーターで申しますと、これは、今年の6月30日現在でございますが、3,856基ございます。委員御指摘の地震時に、地震時管制運転ができるか、ということの数字は、ちょっと具体的には把握してございませんけれども、1年に1回、そういう定期点検をして報告を受けてございます。

西沢委員長

1年に1回点検しますよね、その点検項目の中には、地震時でも、ちゃんと最寄りの階に下りるといふところまでの点検という項目では入っているんですか。

藤本建築指導室長

エレベーターの基準につきましても、近年の地震を受けまして、いろいろ基準は改正されております。例えばですと、平成17年の千葉県西部地震におけるエレベーター閉じ込め事故を受けまして、平成21年に地震時の管制運転、これについての基準が義務付けられ

ております。それから、東日本大震災を受けまして、平成25年に釣合おもりといいまして、エレベーター、おもりですけれども、これが脱落したり、あるいはレールの変形などがございまして。そういう基準がございまして、改正ございます。

定期点検については、そういう項目についても、当然、点検をするようになっておまして、基準より以前に設置されたエレベーターについては、既存不適格ということで、施設の管理者であるとか、所有者に既存不適格ですよということで、指摘をしていただいております。

西沢委員長

これ、だいぶ前にもらった資料ですけどね。平成12年5月に法改正があつて、結局、天井がない場合、停電時でも予備電源または非常用発電機を使用して、制御盤の操作により稼働昇降させることができると。制御盤の操作する人、いつもおるんですかね。それがなかったら、幾ら非常電源があつたとしても、操作盤はエレベーターの中にはありませんからできませんよね。操作盤を制御できる人は、いつでもビルにおるとは、まず、おらんでしょうね。ということは、できんという所がほとんどじゃないんですか。

中山副委員長

小休します。(14時45分)

中山副委員長

再開します。(14時46分)

西沢委員長

だから、公的機関は当然ながら県とか市町村とか、そういうのは、まずなってるんだと思うんですけども。問題は民間ですよ。お金も要るし、だけど、お金の補助もかなりありましたよね。3分の2ぐらいかな、何か補助もあつたりしましたよね。いつからいつまでと期限限定で、どこか書いてたな。昇降機改修費を補助、これはずっと前の話、2011年の話やけど。こういう問題があつて補助もするとか、その中で、そういう時には対処できるようにしてくださいよ、ということだったんですけども、私が聞いているのは、そういうことが、もしできたとしても、動かす所が、そのビル内だったら、なかなか動かす人がおらんのじゃないかな、という思いがしたんで、それで聞いたんです。どうなのでしょう。

瀬尾県土整備部長

すみません。先ほどは、明日でも来るかものつもりで言ったんですけども、急な御質問だったものですから、次回までにきちっとして精査をして、御報告させていただきたいと思ひます。

西沢委員長

これね、今日で3回目ぐらいで、15年ぐらい前から言った話ですよ。この新聞もいつの

かな、だいぶ前ですよ、これもう古いでしょ、色あせとるでしょ。こんなの持ってきて言っているのですけども。現実的にそうやってね、たまに、こう聞いてみてなかったら、本当にちゃんとできているのかどうかというのをね、確認しなかったらいかんのですよ。できてないところは、民間でも確かにほら、お金がなくてできないところあるでしょうと、じゃあ、それをどうしようとかいいうのは、どこかでお金を貸すとか、何かうまいこと処理できる体制を取らないかんの、できんから怒るんじゃないで、できるように、どうにかできないのかなあ、ということ、やっぱり考えていかなあかんと思うんですね。

それから、先ほどからもガソリンスタンド、誰かいう話やったわね。ガソリンスタンドもね、前から言いましたように、例えばね、津波でばっさりやられても、やっぱり、使えるようにね、後からばさっとやられても、上がやられても使えるような。そういうこととかね。あと一つだけ、これ大きな問題のところはね、一つあってね。私は、県で幾つか知っているんですけども、言っていないかどうか分からんぐらいの問題なんですけども。県が所有している物件で、市町村とか民間に委託するというか、渡すものがあったとして、それが危険な物、建物を渡す場合があるわけ。これはね、本当の話としてやめてほしいですね。いまだにやっぱりあるんですよ、私が入った20数年前にもありました。たまにね、こういうのを見かけるので、できたら、やっぱり、これは県が持っていて危ないと、でも、それは民間とか市町村に渡すと。これはやめてほしい。やっぱり、悪いんですから。現実にそんなところがあります。そういう所は、もう危ないから壊すとかね、そういうことでやるとかせんかったら、いけないんじゃないかなあと。どことは言いません。3か所知っております。そういうことは、ちゃんとだめならだめと。県が責任は逃れるでしょうけども、渡したらね。そんな問題じゃないと思いますね。そういうことで、これはどことはいいませんし、そういう実態がないように、一つよろしくお願いします。

西沢委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

西沢委員長

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月21日月曜日から8月23日水曜日までの三日間の日程で、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、茨城県、東京都方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時50分)